

富山県森林・林業振興計画

(素案)

平成 30 年 月

【富山県】

目 次

はじめに	1
第1章 森林・林業の現状	2
1 世界の森林に関する情勢・動向	2
2 我が国の森林に関する情勢・動向	3
3 富山県の森林・林業・木材産業の動向	4
(1) 森林	
(2) 林業	
(3) 木材産業	
(4) 林業担い手	
(5) 県民参加の森づくり	
(6) 県土の保全	
(7) 中山間地域	
第2章 森林・林業の目指す姿と施策の体系	10
1 目標	10
2 目指すべき成果	10
3 目指す姿	10
4 森づくりの基本指針	11
5 基本施策	12
6 施策の体系	12
7 参考指標	13
第3章 目標の実現に向けた推進施策	14
I 森を活かす	14
1 森林整備と森林資源の循環利用の推進	
(1) 森林境界の画定と施業集約化の推進	
(2) 「生産林」の健全な育成と主伐、再造林の推進	
(3) 森林経営の確立に向けた生産基盤の整備	
(4) 新たな森林経営管理制度の推進	
2 林業担い手の育成・確保	
(1) 林業担い手センター等による担い手の確保	
(2) 林業カレッジ等による担い手の育成	
(3) 苗木生産体制の構築	
3 林業経営基盤の強化	
(1) 林業事業体の育成と経営基盤の強化	
(2) 農林水産公社営林の経営改善	
(3) 県営林の適正な管理	
(4) 特用林産物の振興	
4 新たな技術開発と普及指導の推進	
(1) 林業の低コスト・省力化のための新たな技術開発の推進	
(2) 持続可能な森林経営に向けた林業普及指導の推進	
II 木を使う	40
5 安定供給体制の整備	
(1) 県産材の安定供給体制の整備	
(2) 需要者ニーズに対応した加工体制の整備	
6 需要の拡大	
(1) 住宅や公共建築物等での利用促進	
(2) 新たな需要を創出するための研究開発と設計者等の育成、確保	
(3) 理解の増進と木育の推進	
III 森を守る	50
7 県民参加の森づくりの推進	
(1) 「里山林」「混交林」「保全林」の整備	
(2) 森づくりを支える県民意識の醸成	
(3) 森林ボランティア等による森づくり活動への支援	
8 災害に強い森づくりの推進	
(1) 保安林の適正な管理と林地の保全	
(2) 県民の生命・財産を守る治山事業の推進	

(3) 森林病虫獣害対策の推進

第4章	計画の推進方法	66
1	計画の推進		
2	関係者に期待するそれぞれの役割		
3	国有林との連携		
4	計画の実施状況の報告・公表		

はじめに

1 計画策定の趣旨

「富山県森林・林業振興計画」（以下「振興計画」）は、2012(H24)年度に策定された県の総合計画「新・元気とやま創造計画」の森林・林業・木材産業分野に関する計画として位置づけられ、2012(H24)年11月に策定されました。

振興計画では、「豊かな森づくりと魅力ある林業の構築をめざして」を目標に、「森を活かす」「木を使う」「人を育てる」「山を守る」を施策の柱として、各種施策を展開し、本県森林・林業・木材産業の振興を図ってきたところです。

一方、振興計画の策定から5年が経過し、県においては、北陸新幹線の開業など社会・経済情勢の変化に対応するため、2018(H30)年3月に「元気とやま創造計画ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー」が策定されました。また、森林・林業分野においても、2016(H28)年9月には「富山県森づくり条例」に基づき、2017(H29)年から10年間の「森づくりの基本計画」として「富山県森づくりプラン」が策定され、2017(H29)年10月には「富山県県産材利用促進条例」に基づき、「県産材の利用促進に関する基本計画」が策定されました。

また、従来からの取り組みに加え、本格的な利用期を迎えた人工林の森林資源の循環利用の推進、県産材の安定供給体制の整備、木材利用の促進と需要の拡大、林業担い手の確保・定着、全国植樹祭を契機とした県民参加の森づくりの一層の推進、近年、頻発する集中豪雨などによる山地災害への対応など、喫緊の課題への取り組みが必要です。

こうした中、国においては、2017(H29)年12月に閣議決定された、「平成30年度税制改正の大綱」において、森林環境税（仮称）の課税が2024年度から、森林環境譲与税（仮称）の譲与を森林経営管理制度の構築に併せ2019(H31)年度から行なうことが示されました。

また、2018(H30)年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」では、林業の成長産業化の方向性や達成目標となるKPI（重要業績評価指標）、工程表が示されました。

この振興計画は、このような近年の情勢の変化や課題などに的確に対応し、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展と、とやまの森を守り育て次世代に引き継ぐため、本県の森林・林業、木材産業の目標や目指す姿とその実現のために必要となる施策を明らかにするために策定するものです。

2 計画の目標年次

この計画の目標年次は、県総合計画との整合を図るため、2026年度とします。

ただし、情勢の変化に的確に対応するため、2021年度を目処に施策の評価を行い、必要に応じ見直しを行うこととします。

3 参考指標と目標値の設定

目標年次に、目標とする森林・林業・木材産業の姿を確実に実現するために、目標に対する進捗状況を具体的にイメージできるよう、参考指標を設け2021年度（中間目標）と2026年度における目標値を設定します。

第1章 森林・林業の現状と課題

1 世界の森林に関する情勢・動向

国連食糧農業機関（FAO）によると、2015（H27）における世界の森林面積は40億haで、世界の陸地面積の約31%を占めています。

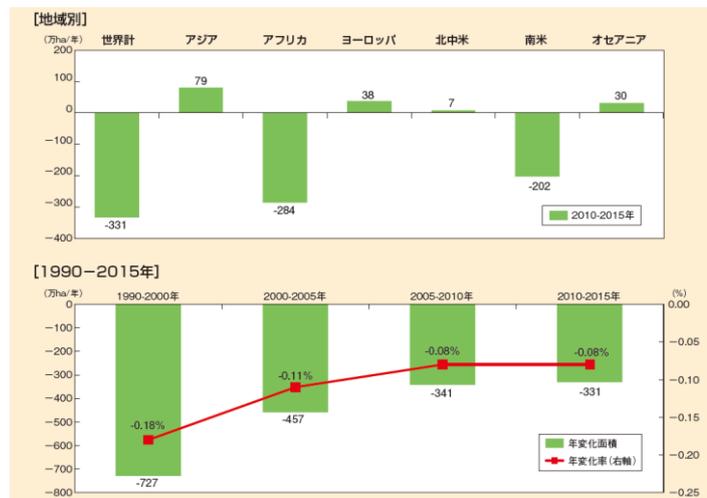
世界の森林面積

		土地面積 (万ha)	森林面積 (万ha)	森林蓄積 (百万m ³)	森林率 (%)
世界計		1,304,878	399,913	430,548	31
地域別	アジア	311,764	59,336	50,514	19
	アフリカ	298,654	62,410	78,481	21
	ヨーロッパ	221,395	101,548	114,463	46
	北中米	213,437	75,065	49,077	35
	南米	174,660	84,201	128,549	48
	オセアニア	84,968	17,352	9,466	20

資料：FAO 「The Global Forest Resources Assessment 2015」

2010（H22）年から2015（H27）年までの5年間に、造林等による増加分を差し引いても、全世界では毎年、日本の国土面積の約9%に相当する331万haが減少しており、地域別で見ると、アフリカと南米でそれぞれ年平均200万ha以上減少しています。森林面積の減少傾向は依然として続いているものの、減少率をみると、1990 - 2000年期は年平均0.18%であったものが、2010 - 2015年期には年平均0.08%に半減しています。

世界の森林面積の変化



資料：FAO 「The Global Forest Resources Assessment 2015」

森林による地球温暖化の防止については、2005（H17）年2月、先進国の温室効果ガスの具体的な削減目標や達成方法を定めた京都議定書が発効し、2008（H20）年から2012（H24）年までの第1約束期間で我が国は基準年（1990年）比6%の削減目標を達成し、森林吸収源について目標の3.8%を確保しました。

また、2013（H25）年から2020年までの8年間の第2約束期間について、我が国は京都議定書の目標を設置していませんが、2020年度の削減目標を2005（H17）年比で3.8%以上として条約事務局に登録し、森林吸収量により約3,800万CO₂トン（2.7%）以上を確保することとしています。

また、2015（H27）年に開催されたCOP21では、2020年以降の気候変動対策について、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加するパリ協定が採択され、我が国は2016（H28）年11月に協定締結をしました。

これを踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を作成し、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005（H17）年度比3.8%減以上、2030年度の温室効

果ガス削減目標を 2013 (H25) 年度比 26%減とし、この削減目標のうち、それぞれ約 3,800 万 CO₂ トン (2.7%) 以上、約 2,780 万 CO₂ トン (2.0%) を森林吸収量で確保することを目標としています。

このため、2013 (H25) 年度から 2020 年度までの間に年平均 52 万 ha、2021 年度から 2030 年度までの間に年平均 45 万 ha の間伐や地域材の利用等の森林吸収源対策を着実に実施する必要があります。

「地球温暖化対策計画」では、目標達成のため、適切な間伐等による健全な森林整備や保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森づくりの推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等の施策に取り組むとともに、間伐等の実施に必要な安定的な財源確保について検討することが明記されています。

こうした中、平成 30 年度の与党税制改正大綱において、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期(2018 [H30]) 通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税 (仮称) 及び森林環境譲与税 (仮称) を創設すると示されました。

2 我が国の森林に関する情勢・動向

我が国の国土面積 3,780 万 ha のうち、森林面積は 2,508 万 ha (国土面積の 66%) であり、このうち約 4 割に相当する 1,029 万 ha が人工林となっています。

我が国の森林資源の現況

(単位：千 ha、万 m³)

区分	総数		立 木 地				無 立 木 地		竹林
			人工林		天然林				
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
総 数	25,081	490,051	10,289	304,187	13,429	185,819	1,201	450	161
国有林	7,674	115,182	2,327	46,731	4,717	68,406	629	450	0
民有林	17,407	374,869	7,962	257,456	8,712	117,413	572		161

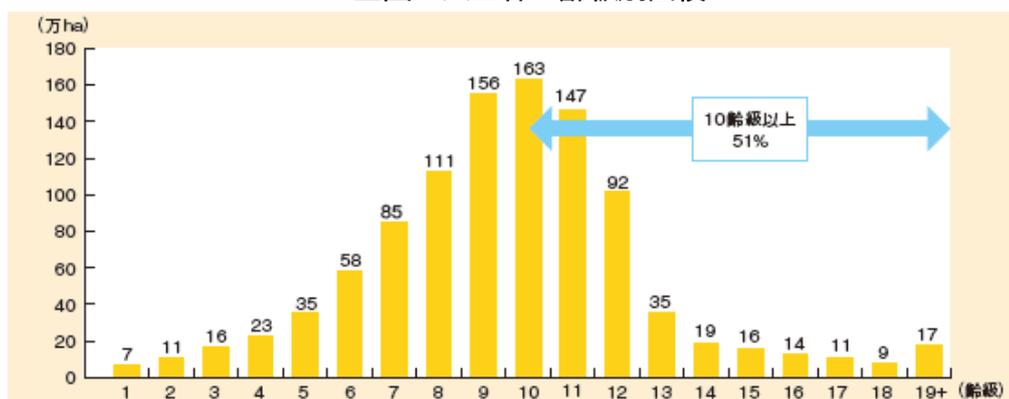
資料：林野庁 (2012 [H24] 年 3 月 31 日現在)

森林蓄積は約 49 億 m³ に達し、そのうち人工林が約 30 億 m³ と 6 割を占めています。さらに、人工林の半数以上が、一般的な主伐期である 10 齢級以上と本格的な利用期を迎えており、森林資源はかつてないほどに充実しています。

この主伐期にある人工林の直近 5 年間の平均成長量を推計すると、年間で約 4,800 万 m³ 程度と見込むことができます。一方で、主伐による丸太供給量は、近年増加傾向にあるものの、2015 (H27) 年度でも 1,679 万 m³ となっています。これは、主伐期にある成長量と比較すると 4 割以下の水準となっています。

人工林が本格的な利用期を迎えた今、主伐と再生林による森林資源の循環利用を確立することで、次世代にも充実した森林資源を継承し、林業の成長産業化を実現するとともに森林の公益的機能を持続的に発揮させていく必要があります。

全国の人工林の齢級別面積



注：森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 5 条及び第 7 条の 2 に基づく森林計画の対象森林の面積
資料：林野庁「森林資源の現況」 (2012 [H24] 年 3 月 31 日現在)

こうした中、森林所有者に対して適切な経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理を行なうために必要な権利を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に委ね、林業経営に適さない森林については市町村が自ら経営管理を行う、「新たな森林管理システム」を構築するため、第196回通常国会(2018[H30])に森林経営管理法案が提出され、2018(H30)年5月25日に成立しました。

また、林業の成長産業化に向けては、達成目標となる KPI (重要業績評価指標) と工程表等が示されるとともに、2018(H30)年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、林業改革に向けた具体的施策として、原木生産の集積・拡大、スマート林業の推進、生産流通構造の改革、木材需要の拡大等について記載されました。

国産材の供給量については、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での利用増加等を背景に、2002(H14)年の1,692万m³を底に増加傾向にあります。2016(H28)年の国産材供給量は、前年比8.9%増の2,714万m³となっています。

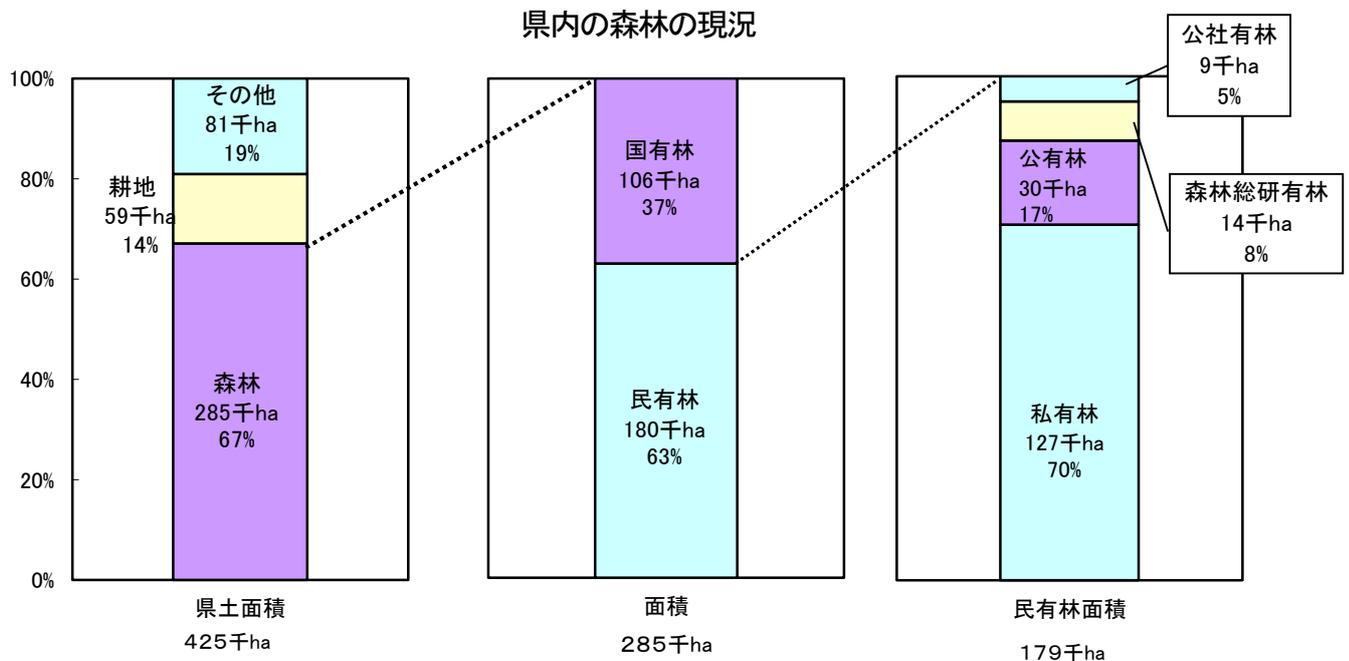
一方、木材の需要量は、戦後の復興期と高度経済成長期の経済発展により増加を続け、1973(S48)年に過去最高の1億2,102m³を記録しました。その後のオイルショックの影響等により減少と増加を繰り返す、バブル景気崩壊後の景気後退等により1996(H8)年以降は減少傾向となり、特に2009(H21)年にはリーマンショックの影響により、前年比19%減の6,480万m³と大幅に減少しました。

2016(H28)年には、住宅需要の増加等から用材の需要量は106万m³増加し前年比1.5%増の7,194万m³となるとともに、燃料材は木質バイオマス発電施設等での利用により前年に比べ185万m³増加し前年比47%増の581万m³となりました。このことから2016(H28)年の木材の総需要量は、前年比3.9%増の7,808万m³となりました。

3 富山県の森林・林業・木材産業の動向

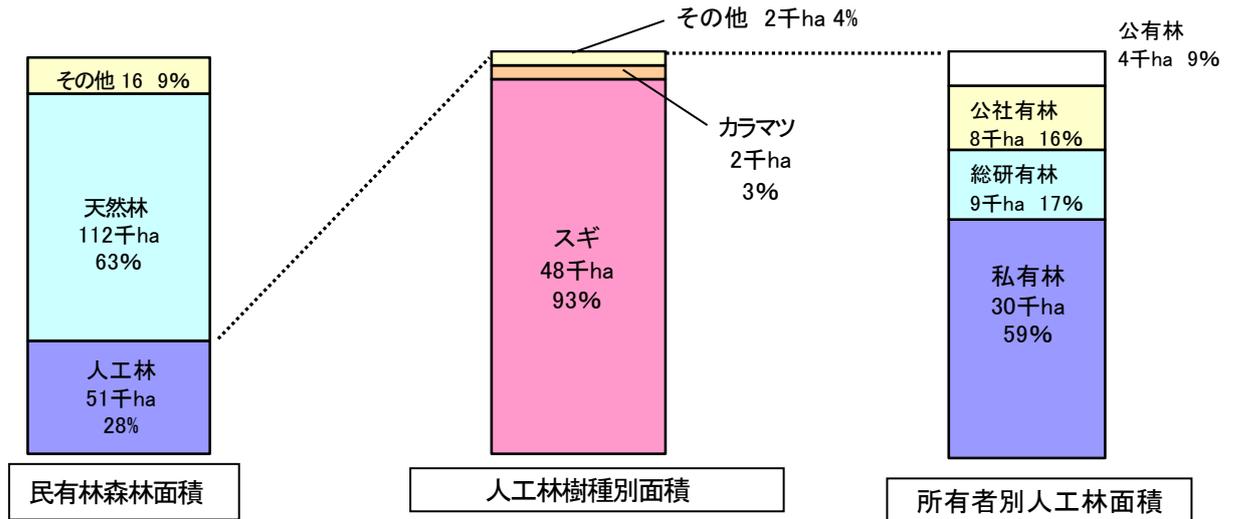
(1) 森林

県土の約6割にあたる285千haが森林で、うち63%の180千haが私有林となっています。また、本県の私有林面積の28%(51千ha)がスギを主体とした人工林で、人工林率は全国平均の46%と比べて低くなっています。



資料：富山県森林政策課調べ 2017(H29)年3月31日現在

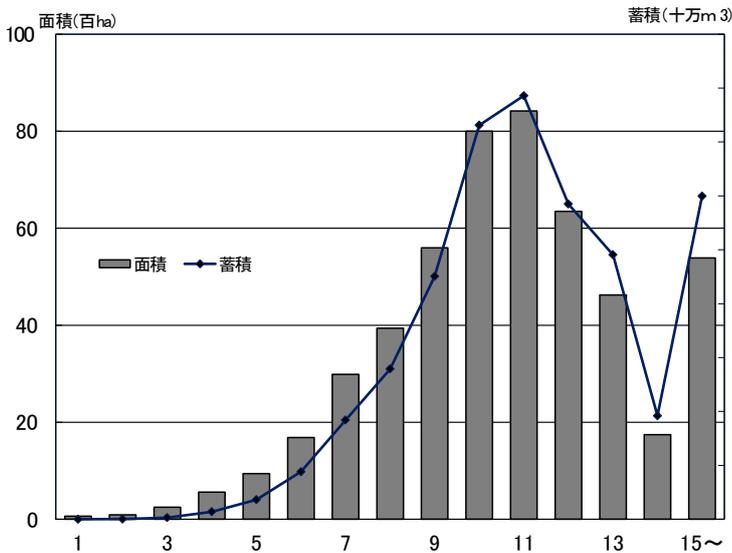
県内の人工林の現況



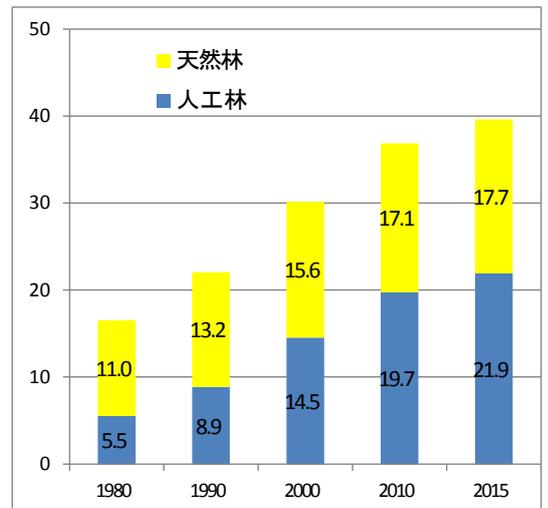
資料：富山県森林政策課調べ 2017(H29)年3月31日現在

現在、県内の人工林は、建築用材に適した40年生以上の林分が面積、蓄積ともに約8割を占め成熟期を迎えています。また、蓄積量は人工林を中心に毎年56万 m^3 （うち人工林44万 m^3 ）ずつ増加しており、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、健全な森林の整備の推進と持続的な林業経営に向けた施策を推進していく必要があります。

私有林人工林齢級別面積及び蓄積



私有林森林蓄積の推移蓄積量（単位：百万 m^3 ）



資料：富山県森林政策課調べ 2018(H29)年3月31日現在

(2) 林業

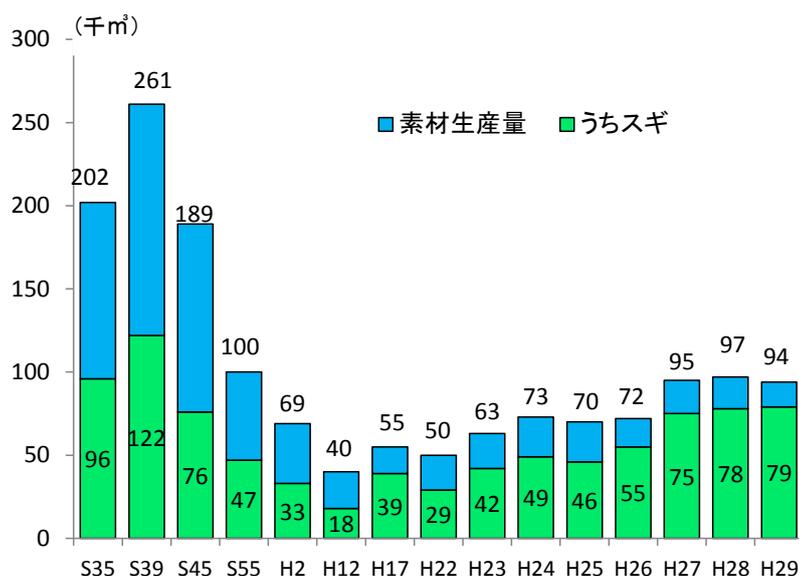
県内の素材生産量は、1964(S39)年の26万1千 m^3 をピークに減少し、2003(H15)年には過去最低となる3万6千 m^3 となりました。その後、人工林資源が充実してきたことや、2009(H21)年度から森林整備・林業再生基金を活用して、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進め搬出間伐に積極的に取り組んできたことから、スギを主体に増加し、2016(H28)年度には9万7千 m^3 となりました。

一方で、今後も木材価格の大幅な上昇は見込めないことから、低コストで効率的な木材生産を推進し、県産材の安定供給体制の整備と住宅分野をはじめ幅広い分野での県産材の需要拡大を推進する必要があります。

また、今後、森林資源の循環利用を図るため、主伐や再生林を推進していく必要がありますが、再

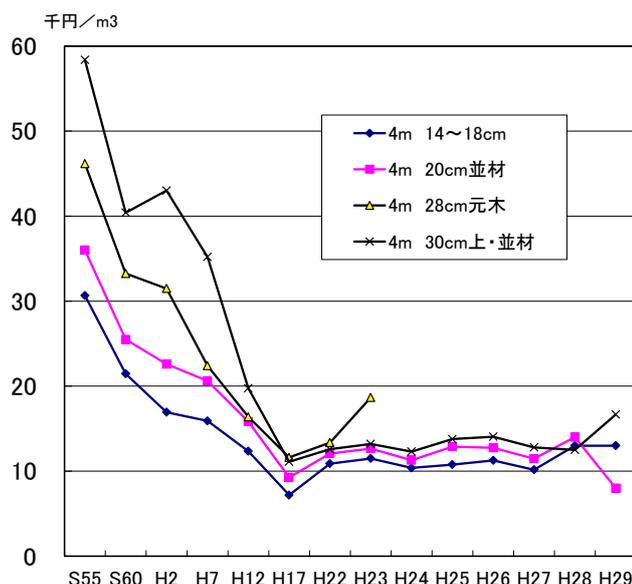
造林の際に使用する苗木については、生産者の減少や高齢化が進んでいるため、新たな生産者を育成し、将来の再造林に備えた体制の整備が必要となっています。

素材生産量の推移



資料：農林水産省及び富山県森林政策課調べ

木材価格の推移 (富山県森林組合連合会共販)

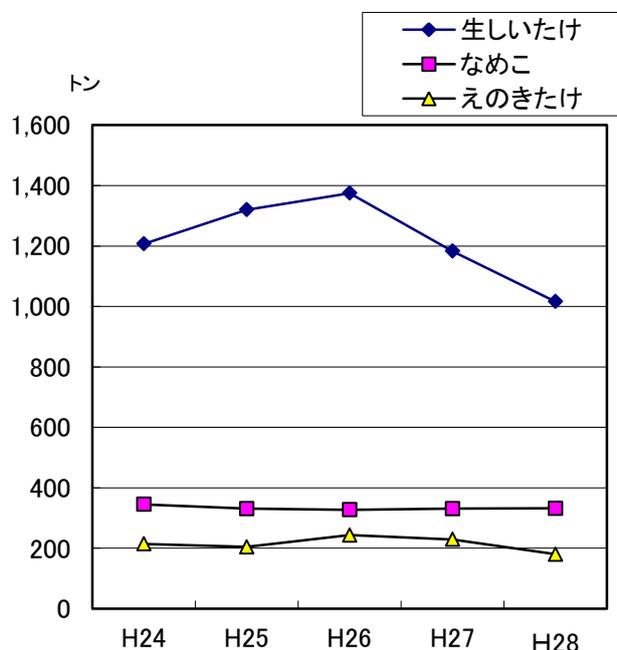


資料：富山県森林組合連合会調べ

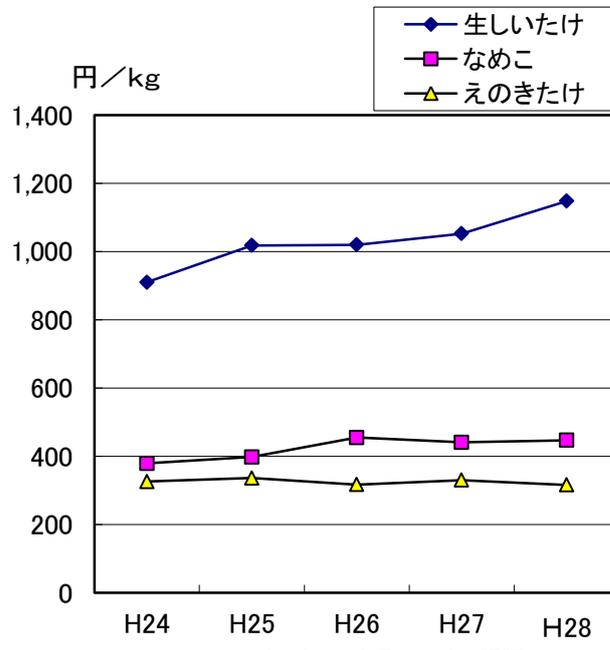
きのこを含めた特用林産物の生産は、山村地域等の振興や森林資源の有効利用、農林家の所得向上、就労機会の確保等に寄与していることから、今後とも積極的に支援していく必要があります。

また、食の安全に対する消費者の関心が高まっていることから、特用林産物の安全性の確保や生産地情報の提供を進め、消費の拡大を図る必要があります。

きのこ生産量の推移



きのこ価格の推移



資料：富山県森林政策課調べ

(3) 木材産業

かつて県内の製材業は、伏木富山港周辺に北洋材を取り扱う大規模工場が集積し、重要な地場産業となっていました。2007(H19)年以降のロシア政府の丸太輸出関税の引き上げにより、県内の北洋材原木の輸入量は激減しています。このため、北洋材を取り扱う製材工場は減少し、一部では、県産材を含めた国産材への原料転換が図られています。

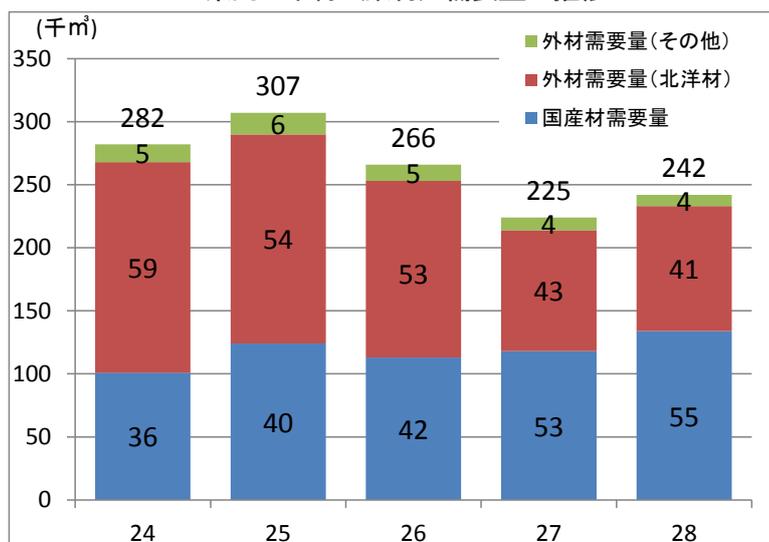
一方、県産材を取り扱う製材工場は、小規模な工場が多く、人工乾燥を導入する施設は限られており、品質表示への対応も遅れています。

木材需要の多くを占める住宅分野においては、人口・世帯数の減少や住宅の長寿命化等により、新設住宅着工戸数は減少していくと予想されますが、住宅の耐震性や耐火性などに対する消費者ニーズの高まりにより、品質・性能の確かな県産材製品の安定供給が求められています。

また、木質バイオマスについては、エネルギー利用として、これまでは規模の大きい製材工場等では木屑焚きボイラーを設置し、主に木材乾燥用熱源として利用されていましたが、近年は一部の公共施設等においてペレットボイラーやペレットストーブの導入が見られるようになってきました。こうした中、2015(H27)年5月に、射水市において北陸初となる未利用間伐材等を燃料とするバイオマス発電所が稼働を始めました。

そのほか、マテリアル（原材料）利用については、樹皮はバーク堆肥、鋸屑は家畜敷料燃料や、きこ培地、端材は製紙用チップに利用されています。

県内の木材（素材）需要量の推移



資料：富山県森林政策課調べ

※グラフの凡例内の数値はパーセンテージ(%)、グラフ上の数値は需要量合計

(4) 林業担い手

林業担い手数は、1980(S55)年度以降著しい減少の後に一定の歯止めがかかり、近年は500人程度で推移しつつも緩やかな減少傾向にあり、2016(H28)年度は森林組合228名、民間事業体224名の計452名となっています。

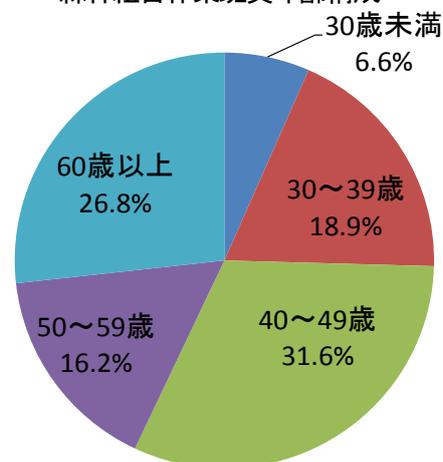
森林組合の作業班員については、林業担い手センターの募集活動によるIターン等の若者の参入や、これまで高齢者が担ってきた植栽、下刈り等の作業が減少し、間伐など高性能林業機械による作業が増加したことに伴い、若返りが図られ、30～40歳代が中心となっていますが、定着率は他産業と比べ低く、人手不足が進む中、担い手をしっかり確保することが重要となっています。

このため通年雇用による安定した雇用環境を整備するため、2015(H27)年度から冬期就労の場を確保し、意欲ある若者の長期定着に繋げる取り組みを行っています。

また、1995(H7)年4月に開校した「富山県林業カレッジ」では、第1期計画(H7～H14)として高性能林業機械オペレーターを32名、第2期計画(H15～H19)では、森林の保全に配慮しつつ、オペレーターを補完し木材生産の促進を図るため「森林管理技術者」を24名、第3期計画(H20～H28)では、計画立案から施業実施が円滑かつ効率的に行える人材や木材の低コスト生産を担う現場技能者「森づくりプロデューサー」を37名養成してきました。

現在の第4期計画(H29～H33)では、これまでの木材の低コスト生産を担う人材の育成を継続しつつ、現況の森林から将来、経済林として活用できるかを判断し、今後、必要な施業を計画・実施できる技術者を養成することとしています。

森林組合作業班員年齢構成



資料：富山県森林政策課調べ 2016(H28)年度

(5) 県民参加の森づくり

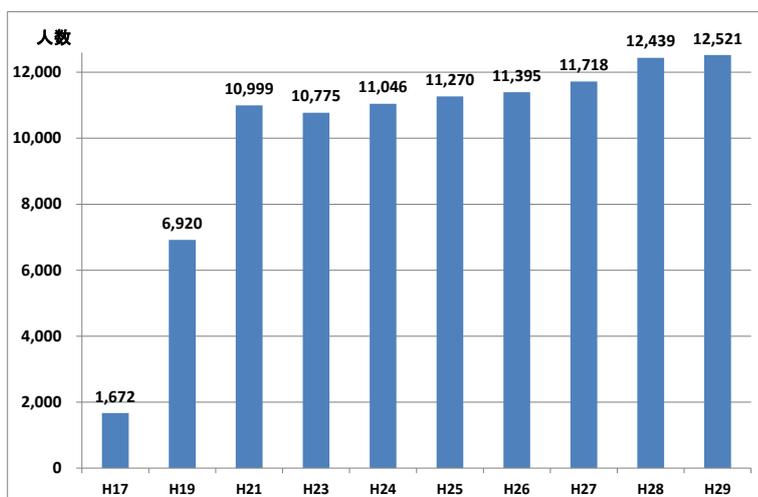
県では、県民全体でとやまの森を守り育てるため、「富山県森づくり条例(2006[H18].6)」を制定し、この条例に基づき「水と緑の森づくり税」(2007[H19].4～)を導入するとともに、「水と緑の森づくり税」を活用し、森づくりの基本計画である「富山県森づくりプラン(H19-H28)」に沿って、里山林や混交林の整備による多様な森づくり、森林ボランティアの活動支援や森林環境教育などによる、とやまの森を支える人づくりを進めています。

また、平成24年度からは、全国に先駆

け、本県で開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及を図るため、人工林の伐採跡地での植栽を進めるとともに、苗木の生産体制の整備を行なっています。この結果、2016(H28)年度までの10年間で、里山林整備(2,628ha)や混交林整備(1,290ha)、無花粉スギの植栽(42ha)などの多様な森づくりを着実に実施するとともに、毎年1万人以上、延べ10万人を超える県民の方々に森づくりに参加いただいています。

一方、2017(H29)年5月に本県で開催された全国植樹祭を契機に高まった県民参加の森づくりの機運を一層推進し、2016(H28)年に策定した、新たな「富山県森づくりプラン(H29-H38)」に基づき、これまでの取り組みに加え、新たな整備目標に向けた多様な森づくりと県民参加の森づくりを進めていく必要があります。

県民参加による森づくりの年間参加延べ人数の推移



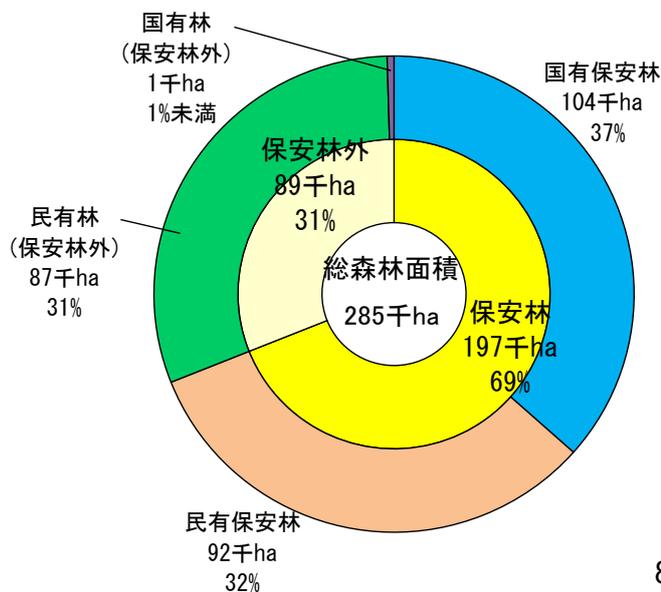
資料：富山県森林政策課調べ

(6) 県土の保全

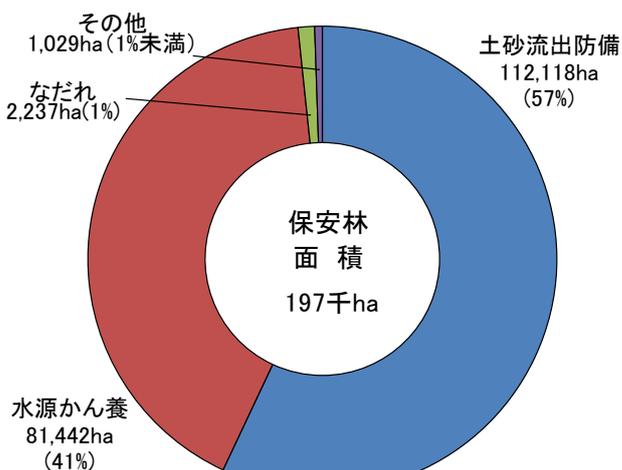
本県は、地形が急峻で多雨多雪地帯であることから公益上重要な森林が多く、県内の森林の69%、197千haが保安林に指定されており、保安林率は全国1位となっています。

このような中、近年、全国各地で集中豪雨などにより山地災害が頻発していることから、森林の公益的機能を確保していくとともに、山地災害やなだれ、海岸地域における自然災害への対応と未然防止のため、治山事業を計画的に実施する必要があります。

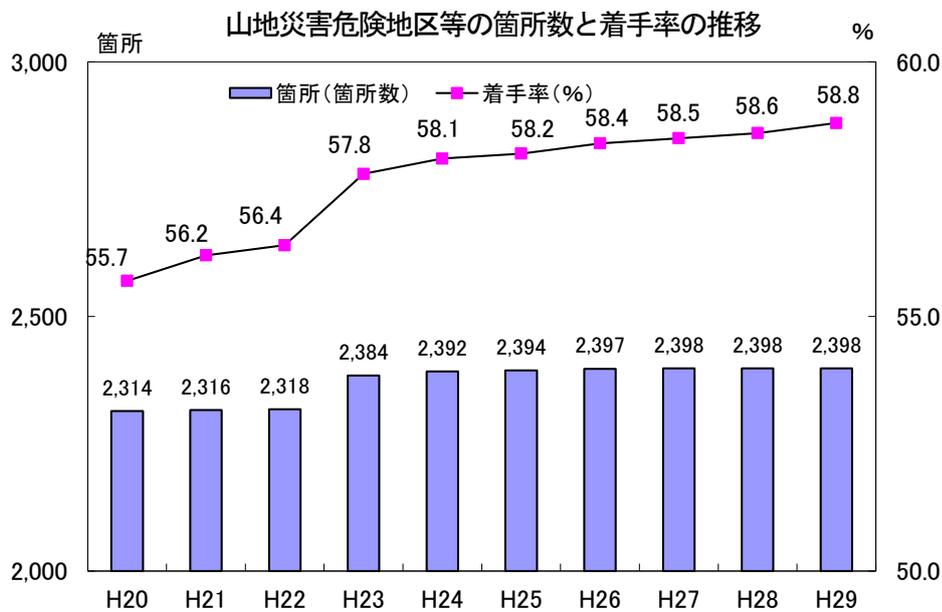
森林に占める保安林の割合



保安林の種類別内訳



資料：富山県森林政策課調べ 2017(H29)年3月31日現在



(7) 中山間地域

中山間地域の人口(2010[H22]年)は20万4千人と県内総人口の約2割を占めていますが、2005(H17)年の21万5千人と比べ5.2%減少しており、県平均(1.7%減)に比べて減少率が高くなっています。また、中山間地域の65歳以上の老年人口の割合は30.3%で、県平均の26.1%に比べ高く、2005(H17)年の27.5%に比べても高齢化が進行しています。

一方、中山間地域は県土面積の約7割を占め、森林区域を中心に水源の涵養や土砂災害の防止などの公益的機能を発揮しており、中山間地域の維持と地域社会の存続は、全ての県民の生活に関わる課題となっています。

このため、森林の保全・整備をはじめ、生活道路等としても利用できる林道の整備や森林資源を活用し林業・木材産業を振興することは、中山間地域の保全と活性化を図る上で重要となっています。

第2章 森林・林業の目指す姿と施策の体系

1 目標

現振興計画の目標を継承し、次のとおりとします。

豊かな森づくりと魅力ある林業の構築をめざして

2 目指すべき成果

本計画の目標年度における「目指すべき成果」を、県総合計画「元気とやま創造計画—とやま新時代へ新たな挑戦—」に記載されている次の内容とし、各種施策を総合的に展開します。

- 1 地域林業の担い手により、持続可能な森林経営が行われているとともに、県産材が安定的に供給され、需要拡大が図られていること
- 2 水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりとそれを支える人づくりの推進が図られていること

3 目指す姿

上述の「目標」や「目指すべき成果」に向け各種施策を実施することにより、本計画の目標年度における森林・林業・木材産業の具体的な将来像を、「目指す姿」として次のとおりとします。

林業・木材産業の成長産業化に向け、

新たな**森林経営管理制度により森林経営の集約化が促進され**（現状の〇〇倍）、**路網整備**（人工林で〇〇km）が進み、**高性能林業機械の普及**やICT等を活用した**スマート林業の導入**などにより、**木材の生産性が〇〇割向上**し、年間を通じて計画的な施業が行われている。

この結果、**主伐〇〇ha**等により、**県産材が14万m³供給**され、伐採跡地に**無花粉スギを20万本植栽**（100ha）するとともに、**計画的かつ安定的な森林経営により、林業担い手の所得が〇〇割増加**

4 森づくりの基本指針

富山県森づくりプランに基づいて、天然林を「里山林」と「保全林」に、人工林を「生産林」と「混交林」に区分して取り扱うこととして、それぞれが目指す森林の姿を次のとおりとします。

○ 里山林

集落周辺の里山では、地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなど、森林の状態、生息・生育する動植物などを考慮し、地域ニーズを反映した多様な里山を目指します。



○ 混交林

高標高地や土壤条件が悪いなどにより植栽木の十分な生長が見込めない場所や、道路から遠く管理や木材生産にコストがかかるなど、林業経営が困難な人工林では、すでに侵入している広葉樹などを活かし、あるいは整理伐を行って在来の広葉樹の自然侵入を促進するなどして、広葉樹とスギなどが混在する自然状態に近い森林に誘導し、天然力を活用することで、管理に手間をかけずに、水土保持機能や生物多様性の保全など公益的機能の維持・向上と長期的な木材資源の確保とが両立する人工林(針広混交林)を目指します。



○ 保全林

継続的な手入れのできない大部分の里山については、水土保持機能の持続的な発揮と向上に加え、多種多様な生物の生息環境として、自然豊かな奥山の天然林と一体となって保全・保護することを原則に、自然の推移による成熟した天然林(天然生林)を目指します。



○ 生産林

樹木の成長が良好で、傾斜が緩く道路に近いなど低コストで効率的な施業が可能な人工林では、適切な間伐を実施することで、水土保持機能や生物多様性の保全などの公益的機能を確保しつつ、適期の伐採と再生林を繰り返す、持続的な木材生産を目指すこととします。

なお、木材生産に重点を置く人工林であっても、水源地域などの公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもとに長伐期施業に移行するなどして、水土保持機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産と両立する人工林を目指します。



5 基本施策

I 森を活かす

本格的な利用期を迎えている人工林を活用した、森林資源の循環利用（伐って、植えて、育てる）を進めるため、林業生産性の向上や担い手の確保、林業事業者の経営基盤の強化、新たな技術開発などの取り組みを進めます。

II 木を使う

県産材等の木材の利用を促進するため、県産材等の安定供給体制の整備や需要の拡大を図ります。

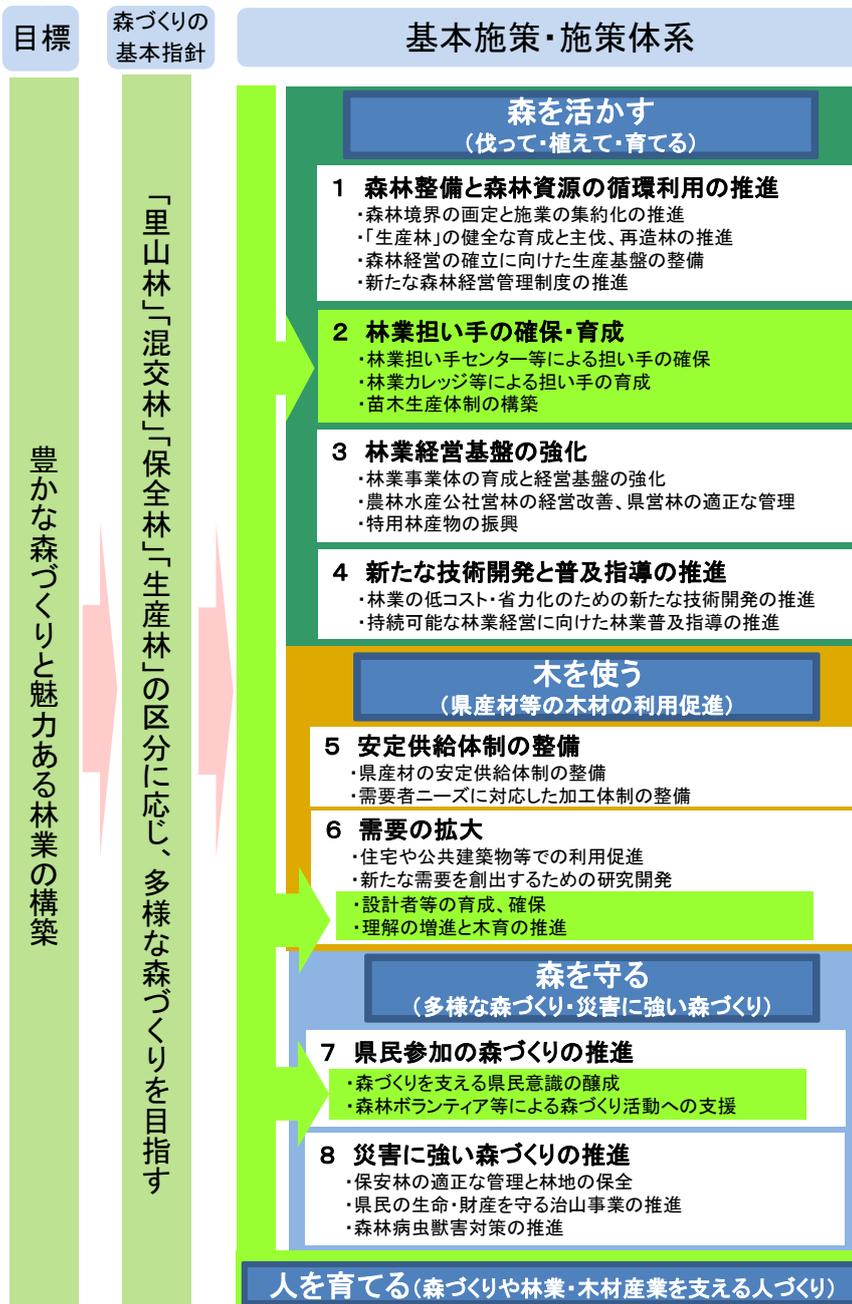
III 森を守る

とやまの豊かな森を守り育て次世代に引き継ぐため、県民参加の森づくりの推進や災害に強い森づくりを進めます。

IV 人を育てる（再掲）

上述の「森を活かす」「木を使う」「森を守る」は相互に関連するとともに、人材の育成が不可欠なことから、3つの基本施策を支える施策として、人材の育成を進めます。

6 施策の体系



7 参考指標

県総合計画では「目指すべき成果（政策目標）」を具体的にイメージするものとして、森林・林業・木材産業分野において、参考指標を5設定しています。本計画では、森林・林業・木材産業について、より具体的、詳細に記載しているため、目標の達成に向け必要となる参考指標を24設定します。

なお、主伐・再造林による森林資源の循環利用の推進、県産材の安定供給体制の整備と需要拡大、林業担い手の確保などの現在の課題に対応するため新たに10の参考指標を設定します。

○参考指標一覧

着色：総合計画の指標、ゴシック：新たな指標

施策	区分	指標
森を活かす	主伐、再造林、 森林管理	①主伐面積（人工林）、②県営林素材生産量、③優良無花粉スギ植栽面積、④間伐面積 《集約化の推進》 ⑤森林境界画定面積、⑥森林経営計画策定面積、⑦認定施業プランナー数 《木材の生産性の向上》 ⑧木材の生産性、⑨路網整備延長（人工林） 《民間事業者の経営基盤強化》 ⑩認定事業者のうち民間事業者数、⑪非皆伐長伐期施業面積（公社）
	担い手確保	⑫林業就業者数、⑬林業従事者年間平均所得
木を使う	需要拡大	⑭県産材素材生産量、⑮公共建築物等の木造率、⑯育成した設計者数、⑰県産材大型遊具の導入施設数
森を守る	県民参加	⑱里山林の整備面積、⑲混交林の整備面積、⑳県民参加による森づくりの年間参加延べ人数、㉑森の寺子屋の年間開催に回数
	山地災害対策	㉒山地災害危険地区着手数、㉓流木被害防止対策着手数、㉔保安林指定面積

第3章 目標の実現に向けた推進施策

I 森を活かす（伐って・植えて・育てる）

1 森林整備と森林資源の循環利用の推進 ・森林境界の画定と施業の集約化の促進

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・県産材の安定供給を行う上で必要となる、森林境界の画定と施業の集約化が図られていること。

○現状

- ・森林境界の画定や施業の集約化による計画的かつ効率的な搬出間伐を推進しています。
- ・森林所有者の世代交代や地域に居住しない不在村森林所有者の増加等により、森林への関心が薄れ森林の境界が不明確になってきており、持続的な人工林の育成が困難となる要因になっています。
- ・県内の林地面積に占める地籍調査の進捗率は7.2%（2017(H29)年度末時点）と、全国平均45.0%を大きく下回っています。

○課題

- ・本格的な利用期を迎えたスギ人工林の計画的な主伐・再造林を推進する必要があります。
- ・地域森林管理整備事業⁽¹⁾等を活用して、施業が必要な森林を優先して森林境界の画定を進めるとともに、地籍調査についても事業を休止している市町に対して再開を働きかけていく必要があります。
- ・森林の持続的・効率的な経営を推進するため、森林を面的にまとめて具体的な経営方針を示す「森林経営計画」⁽²⁾の策定を促進する必要があります。
- ・新たな森林経営管理制度⁽³⁾が創設され、適切な森林の経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向を踏まえ、集約化を進める必要があります。

○方向性	推進内容
① 森林境界の画定の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備や施業集約化に不可欠な森林境界の画定のための調査・測量に対し支援します。 ・ICT等を活用した情報の整備や地籍調査との連携により、森林資源情報の把握や森林境界の画定を一層効率的に進めます。
② 施業の集約化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模・分散している主伐可能森林をとりまとめ、効率的な出材を促進します。 ・新たな森林経営管理制度により、森林の集積・集約化を図り、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者⁽⁴⁾に森林の経営管理を委ね、効果的な路網整備や高性能林業機械の活用による、森林施業の低コスト化を進めます。

○ 指標					
指標 番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
1	森林境界画定実施面積	3,064ha	4,929ha		

◇ 森林境界明確化支援システム概要図 ◇

データ整備

- 過去(S20年代～現在)の空中写真をデータ化し、ひずみを修正
- 公図(山地番の見取り図)と登記簿から、森林境界素図^{※1}を作成

境界推定、データ処理

- 空中写真、森林計画図、素図等から森林所有境界を推定
- 現地調査、座談会用にデータ処理(鳥瞰図等)

現地調査

ノートPC ハンディGPS

ノートPC等に表示した空中写真をナビゲーションすることで境界を復元
(森林組合、所有者)

修正後 修正前

ひずみ修正(オルソ化)

空撮時に発生する、写真の中心から外周に行くに従って大きくなるひずみを、地図と重ね合わせられるように修正する

1961(S36) 現在

- 現在は森林に覆われ、境界が判読できない状態
- 過去の写真(田境)から境界を判読
- 過去の写真のひずみを修正し、縮尺を合わせることで比較ができる

地元座談会

過去の空中写真の立体表示で境界の協議

鳥瞰図に見入る森林所有者

撮影年度の異なる空中写真を比較して土地利用や森林の変化から境界を画定する森林境界明確化支援システム(県森林研究所が開発)

森林素図(公図を貼り合わせ所有者情報を追記したもの)

(1) 地域森林管理整備事業

間伐予定の個人所有森林や公社造林地などにおいて境界が不明瞭な森林について、立会等による森林境界の確認、調査・測量の実施、境界杭の設置を行うとともに、結果の取りまとめや管理簿の作成を行うものです。

(2) 森林経営計画

森林所有者または森林経営の受託者が、林班(原則として字界、天然地形又は地物をもって区分した森林区域の単位)又は連続する複数林班を対象として森林を面的に取りまとめ、森林の施業・保護と作業路網の設置・維持管理に関する事項を計画するものです。

(3) 森林経営管理制度(「新たな森林管理システム」)

2018(H30)年5月に制定された森林経営管理法に基づき、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林所有者の意向を踏まえ、森林を集積・集約し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者にその経営を委託するとともに、林業経営に適さない森林等については市町村が自ら経営管理を行なう制度。

(4) 意欲と能力のある林業経営者

経営管理実施権の設定を希望する民間事業者のうち、森林所有者等の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営をおこなうことができる事業者について知事が公募し、要件に適合するものを公表するものです。

1 森林整備と森林資源の循環利用の推進

・「生産林」の健全な育成と主伐、再造林の推進

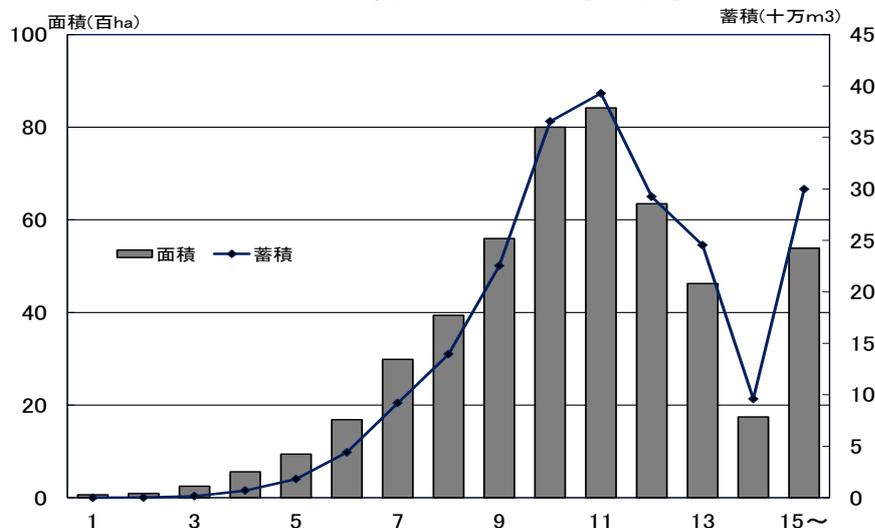
○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・間伐等の森林整備の推進により健全な生産林が育成されるとともに、計画的な主伐と優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林の推進により県産材が安定的に供給され、森林資源の循環利用が図られていること。

○現状

- ・本県の民有林のうち約28%にあたる51千haがスギを中心とした人工林です。
- ・県内の人工林は、建築用材に適した40年生以上の森林が面積、蓄積ともに約8割を占めており成熟期を迎えています。
- ・長期にわたる木材価格の低迷などから、木材生産活動は停滞していましたが、森林境界の画定等の推進より森林施業の集約化を図るとともに、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を進め、積極的に搬出間伐を実施してきたことなどから、近年はスギを主体に素材生産量が増加しています。
- ・県内製材工場の北洋材から国産材への原料転換や木質バイオマス発電所の稼働により県産材の安定的な需要先が確保されたこと、13歳級以上の人工林を主伐する際に発生する低質材の道路脇までの搬出支援の実施などにより、主伐による木材生産が行われています。
- ・主伐後の再造林の切り札として、本県が全国に先駆けて開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の生産体制の整備と植栽、初期保育を支援しています。

人工林（針葉樹）の齢級別面積・蓄積



資料：富山県森林政策課調べ 2017(H29)年3月31日現在

○課題

- ・森林の持続的・効率的な経営を推進するため、森林を面的にまとめて具体的な経営方針を示す森林経営計画の策定を促進し、間伐等の森林整備を推進する必要があります。
- ・森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を行なうため、「スマート林業」⁽¹⁾を推進する必要があります。
- ・県産材の安定供給のため、計画的な主伐・再造林を推進する必要があります。

○ 方向性	推進内容
① 森林経営計画に基づく計画的な森林整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の策定を促進するとともに、計画に基づく路網整備や高性能林業機械を活用した、集約化施業を推進します。 計画作成者を対象に、間伐等の森林施業や森林作業道の開設にかかる費用等を支援します。
② ICT等を活用したスマート林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高精度な森林資源情報の収集や路網整備を効率的に行なうために必要となる微地形の把握が行なえる航空レーザー計測^②を推進します。 航空レーザー計測の成果を用い、高精度な森林情報による所有者への施業提案や計画的な森林経営を進めます。 施業集約化等を効率的に行なうため、県や市町村が保有する森林や森林所有者情報を関係者で共有できるよう、森林クラウドシステム^③の導入を推進します。 県森林研究所で開発した、素材生産の収量や収支、将来の主伐の収支等を簡単に予測できる計算ソフトの現場への普及を進めます。
③ 計画的な主伐と無花粉スギによる再造林の推進	<ul style="list-style-type: none"> 主伐の際に林内に放置される低質材を林内から道路脇まで集材する費用を支援します。 小規模、分散している主伐可能森林を取りまとめ、効率的な出材を促進します。 コンテナ苗^④を活用した主伐・再造林の一貫作業等による造林の低コスト化を進めます。 森林資源の循環利用と花粉症対策の一環として、伐採跡地への優良有無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽や初期保育を支援します。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
2	主伐面積(人工林)	—	32ha		
3	優良無花粉スギ「立山 森の輝き」植栽面積(累計)	—	42ha		
4	間伐実施面積(累計)	27,219ha	34,784ha		
5	森林経営計画策定面積	—	36,966ha		
6	木材の生産性	—	4.0 m ³ /人日		

(1) スマート林業

ICTを活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を行なうこと。

(2) 航空レーザー計測

航空機に搭載したレーザー測距装置を使用して、地表を水平方向の座標、高さの三次元で計測し、地形情報や森林資源情報(立木本数、樹高、材積等)を取得する方法。

(3) 森林クラウドシステム

施業の集約化等を進めていくために、クラウド技術によって県及び市町村、林業事業体を情報通信回線をつなぎ、森林情報を相互に利活用する仕組み。

(4) コンテナ苗

コンテナとは、「マルチ・キャビティ・コンテナ」の略で、「多・孔・容器」という意味です。現在、本県で使用しているものは、宮崎県林業技術センターが開発した「Mスターコンテナ」というコンテナ容器で、ポリエチレン性のポリシート(再利用可能)で、培地と幼苗を巻き、専用のトレーに立てて育苗します。裸苗と異なり、出荷する際には根鉢着きの苗木となります。を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を行なうこと。

1 森林整備と森林資源の循環利用の推進

- ・森林経営の確立に向けた生産基盤の整備

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・林業生産性を高め、林業の低コスト化を促進するため、山村地域の道路ネットワークを形成する路網が整備されているとともに、高性能林業機械の効率的活用が図られていること。

○現状

- ・県内の人工林資源は、成熟期を迎えており、低コストで効率的な木材生産を推進するため、高性能林業機械の導入支援や隣接する複数の所有者の森林をとりまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する施業の集約化を進めています。
- ・路網は、木材の供給や森林施業を効率的に行うための、最も重要な生産基盤として、林道¹⁾、林業専用道²⁾、森林作業道³⁾を適切に組み合わせた整備を進めています。
- ・林道は、2017(H29)年度末で1,737 kmを開設しており、林内の幹線道路としての木材輸送のほか、山村地域の生活道路や自然災害により一般公道が不通となった際の迂回路としても活用されています。また、山地災害等の復旧工事のため資材運搬路にも活用され、県土保全など森林の持つ公益的機能の高度発揮にも大きく寄与しているとともに、森林レクリエーション活動を行う都市住民の連絡道路としての役割も果たしています。
- ・林業専用道及び森林作業道は、2017(H29)年度末で2,103 kmを開設しており、搬出間伐や主伐など木材を効率的に運搬するために重要な役割を果たしています。
- ・森林作業道は、施業の集約化を進め積極的な搬出間伐を行う地域での重点的な整備と併せて、主伐を進める地域でも整備を進めています。

○課題

- ・路網の整備にあたっては、整備コストの低減や投資効果が早期に発現することを念頭に、林道、林業専用道、森林作業道が一体となった整備を引き続き進めていく必要があります。
- ・林道は、それぞれの路線や公道等と連結した広域的な道路ネットワークを形成する必要があります。
- ・施業の集約化を進める地域、主伐を推進する地域については、林業専用道や森林作業道等を主体として、さらに高密度な路網整備を進め、林業生産コストの低減を図ることが求められています。
- ・過疎化や高齢化が進む中山間地域では、集落間を結ぶなど生活道路として利用される林道の整備を促進する必要があります。
- ・林道の橋梁やトンネルなど重要な施設は、メンテナンスサイクルを構築し、将来にわたって求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿命化対策の充実を図る必要があります。

○ 方向性	推進内容
① 林業の生産性向上を図る路網整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 林業生産コストを低減するため、地域林業の骨格となる林道に加え、大型トラックが通行できる簡易な構造の林業専用道を整備するとともに、効率的に集材を行うために、より高密度な森林作業道を整備します。 林業専用道、森林作業道については、森林資源が充実した区域等において重点的にバランスよく整備を進めるとともに、簡易で壊れにくい構造に努めます。
② 山村地域の活性化を図る道路ネットワークを形成する林道整備	<ul style="list-style-type: none"> 山村地域における産業の活性化や山村の生活環境の改善、森林とのふれあいの機会を拡大させ、山村と都市との交流促進等を行うため林道の整備を進めます。 林道の橋梁やトンネルなど重要な施設の点検・診断を進め、長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持します。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
7	路網整備延長(人工林)	1,445km	2,110km		

(1) 林道

一般車両の走行を想定した恒久的な施設で、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路です。

(2) 林業専用道

大型トラックや林業車両が走行可能な構造で、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす道路です。

(3) 森林作業道

主として林業機械が走行可能な構造で、集材等のために使用される道路です。

1 森林整備と森林資源の循環利用の推進

・新たな森林経営管理制度の推進

○施策目標（施策の目指すべき成果）

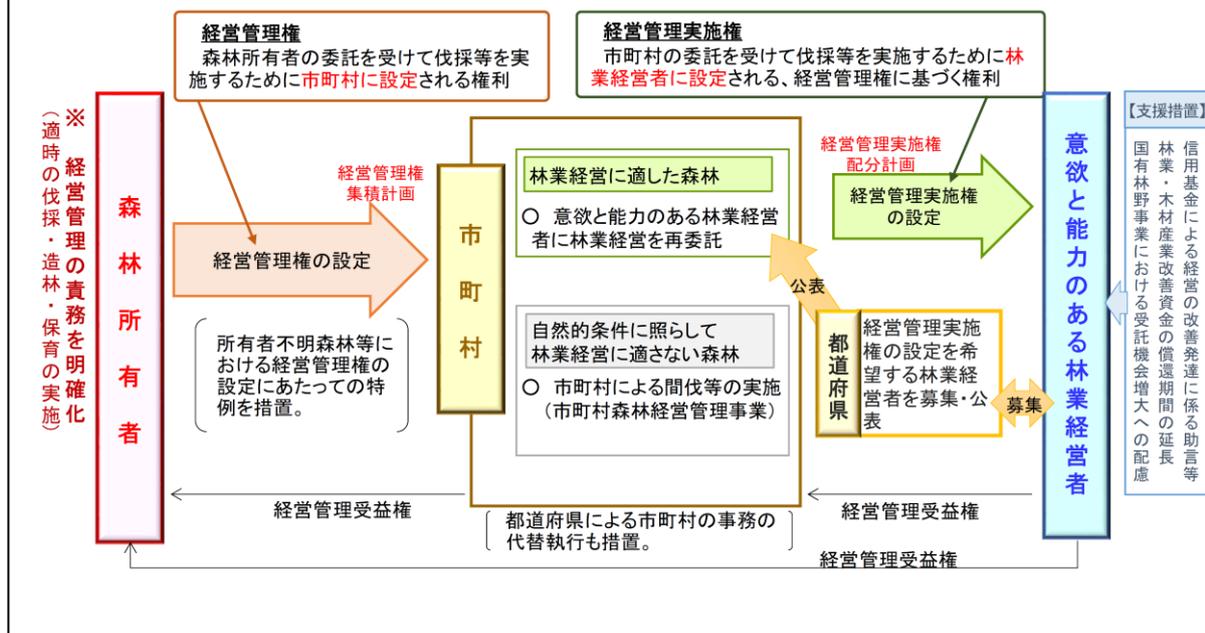
- ・市町村が中心となり、新たな森林経営管理制度の下、森林環境譲与税（仮称）を活用し、森林の経営管理を行なっていること。

○現状

- ・国では、平成 30 年度税制改正において、パリ協定の枠組みの下における、温暖化効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設するとされました。
- ・国では、市町村が管理不十分な私有林人工林を対象に、森林所有者の意向を踏まえ、森林を集約化して大規模化を進め、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村自ら間伐等の管理を行なう、森林経営管理法が制定されました。
- ・市町村は、地域の森林づくりのマスタープランの作成や森林所有者に対する森林の適正な管理の指導等を行う役割があるとともに、森林や森林所有者に係る情報を管理しています。

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



○ 課題	
<ul style="list-style-type: none"> • 県内の人工林は成熟期を迎えており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めていく必要があります。 • 多くの森林所有者の経営意欲が低下している一方で、意欲と能力のある林業経営者の多くが事業規模拡大の意欲があるにもかかわらず事業地の確保に悩んでおり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者との間でミスマッチが生じています。 • 県内市町村においては、特定の市でのみ林務担当職員を配置しており、新たな森林経営管理制度を円滑に進めていくためには、県は、森林経営管理法に基づき市町村を支援する必要があります。 • 新たな森林経営管理制度に基づき森林の経営管理を推進していく上で、意欲と能力のある林業経営者を育成する必要があります。 	

○ 方向性	推進内容
① 新たな森林経営管理制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 新たな森林経営管理制度が円滑に実施されるよう、実施者である市町村の実情に応じ、支援を行ないます。 • 市町村が今後の経営管理を計画する上で必要となる森林資源情報の整備について、支援を行ないます。 • 県が保有する森林資源情報や市町村が集約化した森林情報等を関係者で共有し、林業事業者による森林の経営管理を進めるため、森林クラウドシステムの導入を推進します。
② 意欲と能力のある林業経営者の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 意欲と能力のある林業経営者に対しては、路網整備の一層の推進や高性能林業機械の導入等の支援を行ないます。

2 林業担い手の確保・育成 ・林業担い手センター等による担い手の確保

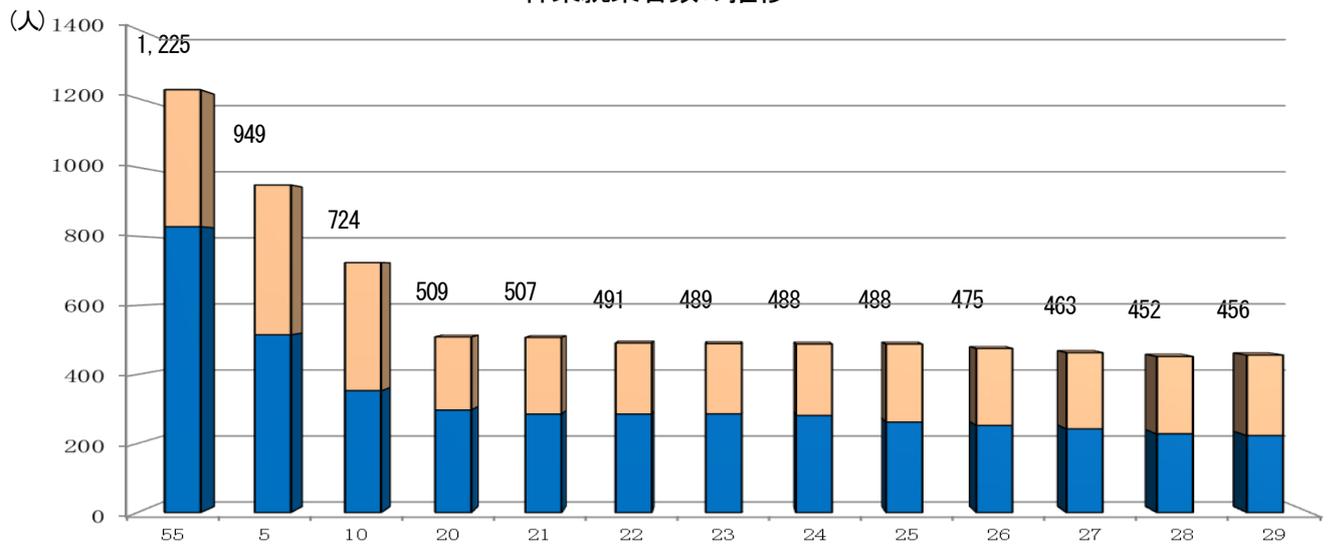
○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・森林整備を推進していく上で必要となる、林業担い手の確保と定着が図られていること

○現状

- ・林業就業者⁽¹⁾は2007(H19)年度以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、最近5年間は減少傾向がみられます。
- ・森林組合の作業班員は減少し続けており、全林業従事者に占める割合は半数以下まで低下しています。(2013[H25]:58.7% → 2017[H29]:48.9%)
- ・森林組合の作業班員は高性能林業機械の普及などに伴い若返りが図られ、30~40歳代が中心に活躍していますが、民間事業体においては高齢者が多くなっています。(60歳以上の高齢者が占める割合1993(H5):65.4% → 2017(H29):34.0%)
- ・新規就業者は、2007(H19)年度以降約40名程度で推移していましたが、最近5年間は減少傾向にあります。
- ・林業就労者の1千人あたりの労働災害発生率⁽²⁾は、過去5年間(2013[H25]~2017[H29])平均29.3であり、全産業就労者2.2の13倍と非常に高くなっています。

林業就業者数の推移



年度	55	5	10	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
森林組合	828	515	353	297	285	285	286	281	262	252	242	228	223
民間事業体	397	434	371	212	222	206	203	207	226	223	221	224	233

資料：富山県森林政策課調べ

○課題

- ・人手不足が進む中、林業担い手をしっかり確保するため継続的に新規参入者を確保する必要があります。
- ・2026年度末で県産材素材生産量14万m³を実現させるためには素材生産を担う人材を確保する必要があります。
- ・定着率を改善するため、林業労働災害防止のための作業改善や労働強度の軽減など、安全で快適な職場環境

境を整えていく必要があります。また、就業者の適切な処遇など、働く意欲と誇りを持って仕事に取り組むことができる職場づくりが必要です。

○ 方向性	推進内容
① 林業就業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・林業担い手センター⁽³⁾において、ホームページを活用し、求人情報を発信するほか、ハローワークと共同で就業相談会を実施し、求人活動を積極的に行います。 ・就業希望者には、体験林業や基本的な林業技術講習への参加を働きかけ、円滑に就業できるよう支援します。 ・新規就業者が就業準備に必要な資金の無利子貸付けを行います。 ・首都圏等大都市で開催される林業就業者相談会に参加し、U I Jターン者への働きかけを積極的に行います。 ・県内の高校生や大学生を対象とした林業体験教室を開催するなど、森林・林業への理解を深め、若い労働力の確保に努めます。
② 林業就業者の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・就労環境を改善するため退職金共済制度加入への支援を行います。 ・素材生産現場における高性能林業機械の活用や安全用具の普及などにより、労働強度の低減を図ります。 ・冬期就労の場を確保することにより通年雇用者を増加させ、年間収入等労働条件の改善を図ることで、雇用の安定化を図ります。 ・林業事業体に対し、就業者の経験に応じたスキルアップ研修に参加するよう促すとともに、適切な処遇改善などについて指導します。 ・林業・木材製造業労働災害防止協会と連携を図りながら、安全巡回指導を実施します。 ・経営体自ら安全衛生管理計画を作成し、安全衛生管理体制の整備や具体的な安全衛生活動を掲げ、労働災害防止に向けた取組みを実施するよう指導していきます。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
8	林業就業者	489人	452人		
9	林業従事者平均所得(年間)	—	310万円		

(1) 林業就業者

山林用苗木の育成、植栽、林木の保育、林木からの素材生産、薪および木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集等、林業の生産に直接従事する者で、従事日数が年間30日以上の方です。(林家の自家労力は除く。)

(2) 千人率

1年間に労働者1,000人当りに発生する死傷者数を示すもので、次式で表されます。

$$\text{千人率} = (\text{年間死傷者数} \div \text{労働者数}) \times 1,000$$

(3) 林業担い手センター

1944(H6)年4月に富山県農林水産公社内に設置された林業担い手対策の実行機関です。主な業務として、林業就業希望者に対する体験林業や就業相談、森林組合等林業事業体と連携した求人活動を行っています。

2 林業担い手の確保・育成

・林業カレッジ等による担い手の育成

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・林業カレッジの活用等により、森林・林業を支える人材育成が図られていること。

○現状

- ・富山県林業カレッジは、県産材時代に向け高性能林業機械オペレーター等の林業担い手を育成するため、1995(H7)年4月に開校した林業分野で全国初となる職業能力訓練校です。
- ・第1期計画（1995[H7]～2002[H14]年度）では「高性能林業機械オペレーター」を32名養成し、第2期計画（2003[H15]～2007[H19]）では森林の保全に配慮しつつ、オペレーターを補完し生産促進を図るため、「森林管理技術者」を24名養成しました。
- ・第3期計画（2008[H20]～2016[H28]）では、施業集約化に必要な低コスト生産を担う人材を育成するため、林業事業体の従事者を対象に低コスト作業道開設技術研修や森林施業プランナー育成研修等を実施し、認定森林施業プランナーを27名養成しました。
- ・第4期計画（2017[H29]～2021）では、これまでの「低コスト生産を担う人材の育成に継続的に取り組みながら、ICT等の先端技術を活用した森林調査などをもとに将来の森林経営方針を提案できる人材の育成を、林業改良指導員との連携を図りながら取り組んでいます。
- ・効率的な素材生産の取組みについては、森林組合などの林業事業体が、林業成長産業化推進事業などを活用し、路網整備や高性能林業機械の導入により集約化施業を進めており、素材生産量が增大しています。
- ・2012(H24)年度に創設された森林経営計画制度により、意欲と能力のある林業経営者等が森林経営計画を策定し、施業集約化を進めています。
- ・民間的林業事業体は事業地の確保や作業員の高齢化、後継者不足等の課題を抱えています。



森林経営方針を提案できる人材の育成研修



森林施業の効率化のための路網整備研修

○ 課題
<ul style="list-style-type: none"> ・「意欲と能力のある林業経営者」において、将来にわたり安定的な林業経営を続けることができる能力をもった人材が求められます。 ・効率的な集約化施業を実現するため、森林所有者の合意形成を図り、森林経営計画の策定ができる人材が必要となっています。 ・効率的な施業集約化を実現するため、様々な現場で異なる作業システムに対応できる、より高度な知識、技術・技能を有する現場の人材が必要となっています。

○ 方向性	推進内容
① 経営・計画に関わる技術者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や林業事業体の経営状況を踏まえながら、将来の森林管理ビジョンを描き実現できる人材を育成します。 ・施業提案や境界画定などにより森林所有者の合意形成を図り、森林経営計画を作成し、効率的な集約化施業を実現できる人材を育成します。
② 効率的な素材生産等を担う技術者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・役割に応じた技術研修や技能訓練を段階的に実施し、高い生産性と安全性を確保しつつ素材生産や森林作業道整備を行うことのできる現場技術者の育成を図ります。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
10	認定森林施業プランナー数 ⁽¹⁾	—	30人		

(1) 森林施業プランナー

施業提案などにより森林所有者の合意形成を図りながら、森林経営計画を作成し、集約化施業を実現できる人材であり、2012(H24)年度から始まった認定制度により認定された者を「認定森林施業プランナー」としています。

2 林業担い手の確保・育成 ・苗木生産体制の構築

○施策目標（施策の目指すべき成果）

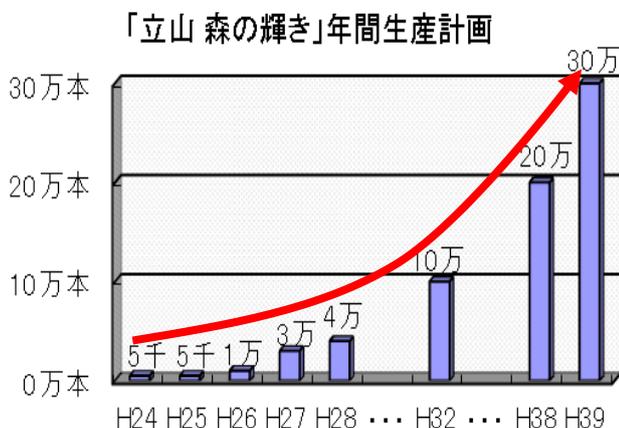
- ・低コストでコンテナ苗を安定的かつ大量に生産できる技術・体制が整備されていること。

○現状

- ・造林面積の減少に伴う苗木需要量の減少や高齢化などにより、県内のスギ苗専門の苗木生産者は全て廃業し、現在では広葉樹苗や緑化木の生産を主に行う苗木生産者が、僅かにスギ苗を生産するに留まっています。
- ・県では、森林資源の循環利用と花粉症対策の一環として、全国に先駆けて開発した優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を再造林に活用し、2026年度までに500haの植栽を行うことを富山県森づくりプランの目標に定め、必要な苗木生産を計画しています。
- ・「立山 森の輝き」の苗木は、県が富山県樹苗緑化協同組合へ委託し、現在、年間4万本を生産していますが、2020年度からは民間の苗木生産者が加わり、10万本の生産を計画しています。
- ・苗木生産者は、従来の裸苗⁽¹⁾生産の技術力と生産実績を持っていますが、コンテナ苗生産については、生産実績がないことから、県では生産技術の習得を目的とした集合研修の開催や、コンテナ苗生産資材の購入の支援を行っています。
- ・今後は、個々の苗木生産者がそれぞれ異なる生産環境で苗木を栽培することから、生産現場に応じた適切な育苗技術の習得が必要となります。

○課題

- ・苗木生産者の減少や高齢化が進行していることから、新たな生産者（技術者）を育成する必要があります。
- ・県では、2016(H28)年度に年間4万本を生産していますが、今後は、2020年度に年間10万本、2026年度に20万本、2027年度に30万本の生産を計画しています。このためには、安定的に生産できる高い技術力と体制整備が必要となります。
- ・より生育期間が短く、低コストで大量生産が可能となる挿し木⁽²⁾による苗木の増産体制を構築するため、コンテナ苗生産技術の向上と生産規模の拡大が求められます。



コンテナ苗 育成状況（県魚津採種園）

○ 方向性	推進内容
① 新たな苗木生産者（技術者）の育成	<ul style="list-style-type: none"> 県が先行して生産に取り組むコンテナ苗の生産技術について、苗木生産者で構成される富山県樹苗緑化協同組合の組合員等を対象に、技術研修会の開催や巡回指導等の技術支援を行い、民間生産者への技術移転及び新たな生産者の育成を図ります。



コンテナ苗 生産研修会
(コンテナへの植え付け実習)



コンテナ苗 生産研修会
(民間生産者との技術相談)

(1) 裸苗

苗畑で2から3年育苗した後、出荷する際は苗木の根に付いた土をふるい落として根がむき出しとなった苗木のことです。

(2) 挿し木

親木の枝葉の一部（穂）を切り取り、発根剤で不定根を発根させた後、苗畑やプランターに挿しつけて育てた苗木のことです。

3 林業経営基盤の強化

・林業事業体の育成と経営基盤の強化

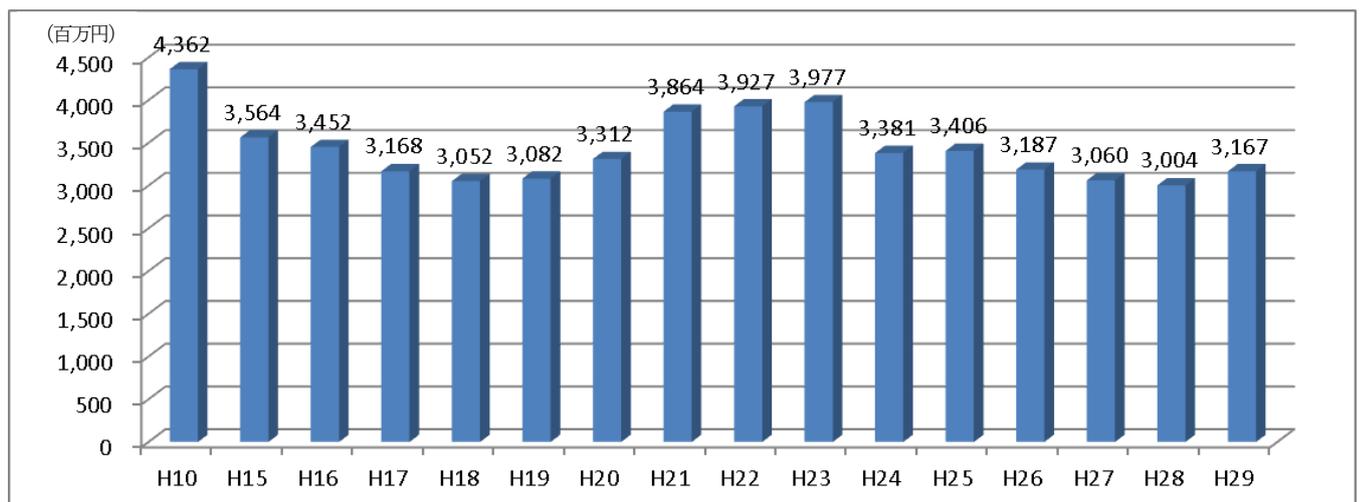
○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・地域の森林経営を担う森林組合や効率的な素材生産等を行う林業事業体の育成が図られていること。

○現状

- ・県内の森林組合は広域合併を進めた結果、1979(S54)年に30組合だったものが、2017(H29)年度時点で4組合となっており、1組合当たりの組合員所有森林面積は34,868haと全国平均(14,961ha)を大きく上回っています。
- ・民有林に占める森林組合員所有面積の割合は78%で、全国平均の62%を大きく上回っており、全国有数の組織率となっています。
- ・2003(H15)年に富山県森林組合連合会が主体となって策定した富山県森林組合改革プランに基づき、2008(H20)年に県西部5組合の合併により富山県西部森林組合が誕生し、県内4組合となりましたが、今後一層の経営基盤の強化のため、森林組合等の関係者において県内1組合を目指した協議が行われています。
- ・森林組合の事業取扱高は、2011(H23)年をピークに減少傾向にありましたが、2017(H29)年には回復傾向をみせています。
- ・森林組合は、組合員のための本来業務である、施業集約化や合意形成、森林経営計画作成などに最優先に取り組むことが求められます。
- ・林業事業体には就業せず、個人事業主として新規参入あるいは林業事業体から独立した個人事業主が増加しており、個人事業主は2009(H21)年度には30名でしたが、2017(H29)年度には58名とほぼ倍増しております。個人事業主を経て自ら林業事業体を設立するなどの事例も見受けられるようになってきています。

森林組合の事業取扱高の推移



資料：富山県森林政策課調べ

○ 課題
<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合の事業取扱高は減少傾向にありましたが、今後、主伐の推進とそれに伴う再生林及び保育面積の増加、新たな森林経営管理制度による森林整備量の増加が見込まれ、これに対応する体制を整備する必要があります。 ・森林組合は、森林の多面的機能の発揮や木材の安定供給など、組合員や地域社会から求められる役割を果たすため、施業集約化を進めるとともに、森林経営計画作成に取り組む必要があります。 ・県産材の安定供給を図るため、森林施業の合理化や労働環境の改善、研修による技術者の養成等を通じ、意欲と能力のある林業経営者の育成を図る必要があります。

○ 方向性	推進内容
① 森林組合の経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合の経営基盤強化を図るため、森林組合関係者で進められている合併構想に対して必要に応じ指導・助言を行います。 ・事業執行体制の強化を図るための指導、検査及び研修を実施します。 ・森林組合が、将来にわたり地域林業の中核として健全経営を行えるよう、経営ビジョンの策定やその実現のための長期経営計画の策定を支援します。
② 森林経営計画作成と集約化施業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に森林整備を進めていくため、持続的な森林経営を行う仕組みである森林経営計画の作成を促進するとともに、計画に基づく路網整備等により集約化施業を推進します。 ・搬出間伐等の生産性分析を通じ、効率的な森林施業の実現に向け支援します。 ・間伐材や主伐材等の低コスト生産を担う技能者の育成について支援します。
③ 意欲と能力のある林業経営体等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の改善や森林施業の合理化などについて指導・支援を行います。 ・安全講習等の研修参加を促進し、現場技能者の育成を図ります。 ・意欲と能力のある林業経営者及び意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業事業体に対して、研修等を通じたスキルアップを図ると共に、高性能林業機械の導入等経営基盤の強化について支援します。
④ 経営改善のための施設整備の促進及び融資制度による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善や就業者の確保・育成などに必要な施設の整備に対して支援します。 ・林業経営に必要な資金を融資します。 <ul style="list-style-type: none"> ア 林業経営に必要な資金の低利融資（木材産業等高度化推進資金） イ 林業経営の改善に必要な資金の無利子融資（林業・木材産業改善資金）

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
5	森林経営計画策定面積（再掲）	—	36,966ha		
11	認定事業体 ⁽¹⁾ のうち民間事業体数	3事業体	10事業体		

(1) 認定事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、労働環境の改善や森林施業の合理化に一体的に取り組む計画を作成し、知事の認定を受けた林業事業体をいいます。

3 林業経営基盤の強化

・農林水産公社営林の経営改善

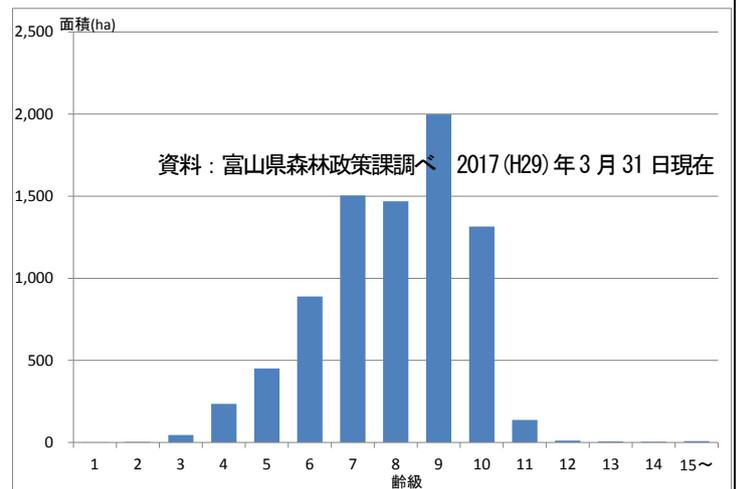
○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・農林水産公社営林の分収比率の変更や伐採収入増加等の取組みにより、経営改善が図られていること。

○現状

- ・富山県農林水産公社（以下「公社」という。）が行っている分収造林事業は、土地所有者が林地を提供し、公社が植林・保育などの施業経費を負担、伐採時に伐採収益を分収する方式で、国の拡大造林政策の一翼を担って、1966(S41)年度に開始しました。
- ・これまでの約50年間で、県内民有人工林面積の15%となる約7,500haの造林を行い、森林資源の充実や山村地域における雇用の創出などに大きな役割を果たしてきました。
- ・このため、公社営林を適正管理し搬出間伐等により木材生産を行なうことは、森林の公益的機能の発揮をはじめ、地域林業の振興や林業事業体の経営基盤を強化することに繋がります。

公社営林における人工林齢級別面積構成



- ・しかしながら、この間、木材価格の低迷や人件費の上昇など状況は大きく変化し、また、植林・保育などに掛かる経費については、補助金のほかは、日本政策金融公庫等の資金を活用せざるを得なかったことから、借入金残高が2017(H29)年度末で約379億円となるなど、厳しい状況にあります。
- ・このため、公社営林経営改善検討委員会の報告に基づき、公社では2007(H19)年及び2018(H30)年に策定した公社営林経営改善策実施計画により、分収比率の見直しや契約期間の延長の契約変更に積極的に取り組み、2017(H29)年度末現在、全契約件数の87%となる860件の契約を変更するほか、組織等の見直しにより経費の削減を図るなど、一定の進捗が図られています。
- ・また、借入金の増加を抑えるため、県の無利子資金による貸付や、過去の高い利率の資金の繰上償還など金利負担の軽減を図り、債務の圧縮に努めるとともに、定額助成による林内路網の整備を進め、コスト削減を図りながら間伐材を搬出し、販売収入の確保に努めるなど、県の支援を受けながら経営改善に取り組んでいます。

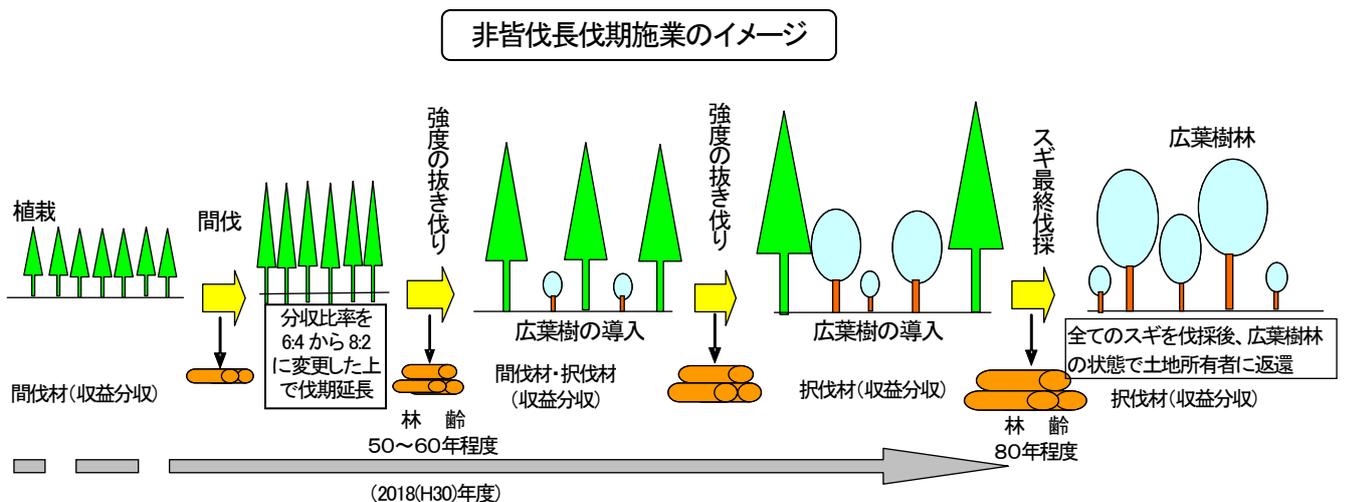
○課題

- ・事業を開始した1966(S41)年度に植栽した事業地が50年生を超えるなど森林資源が充実し、本格的な利用期を迎えつつあることから、これまでの保育を目的とした間伐から、収入に重きを置いた抜き伐りによる出材に重点を移し、公社の自己収入を高める必要があります。
- ・今後とも、有利な補助金を活用した間伐や路網整備を進めるとともに、伐採収入を増やし、借入金の増加を抑える必要があります。
- ・契約変更が遅れている地区については、地区の関係者や森林組合などの協力を得て、重点的に取り組むなど、粘り強く交渉を進める必要があります。
- ・公社を巡る厳しい情勢は、全国共通の課題であり、国などによる公社への支援措置の拡充など、引き続き他県と連携して、国に強く働きかける必要があります。

○ 方向性	推進内容
①分収比率変更による将来収支の改善	・土地所有者の理解のもと、公社6：土地所有者4となっている分収比率を、8：2とする契約変更を引き続き取り組みます。
②非皆伐長伐期施業による森林の適正な維持管理	・契約期間を80年に延長し、その間、抜き伐りによる広葉樹の導入を促進する非皆伐長伐期施業を実施し、契約満了時には森林の状態を土地所有者に返地できるように森林の適正な維持管理を図ります。
③伐採収入増大への取組み	・路網整備を進めるとともに、資源状況の把握や組織体制の整備を進め、伐採収入の増大を図ります。
④借入金の抑制	・公庫の無利子資金枠の活用や市中銀行の有利子資金の公庫資金への移行などにより、公社の金利負担の低減を図るとともに、伐採収入増大の取組みにより新たな借入金を抑制します。
⑤国や公庫に対する抜本的な公社対策の要請	・公社を有する関係県などと連携し、国や公庫に対し、抜本的な公社対策を講じるよう要請を行います。

経営改善策に関する実施計画は、公社営林経営改善策実施計画（H19,H29 富山県農林水産公社）による

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
12	非皆伐長伐期施業面積（累計）	—	—		



3 林業経営基盤の強化 ・県営林の適正な管理

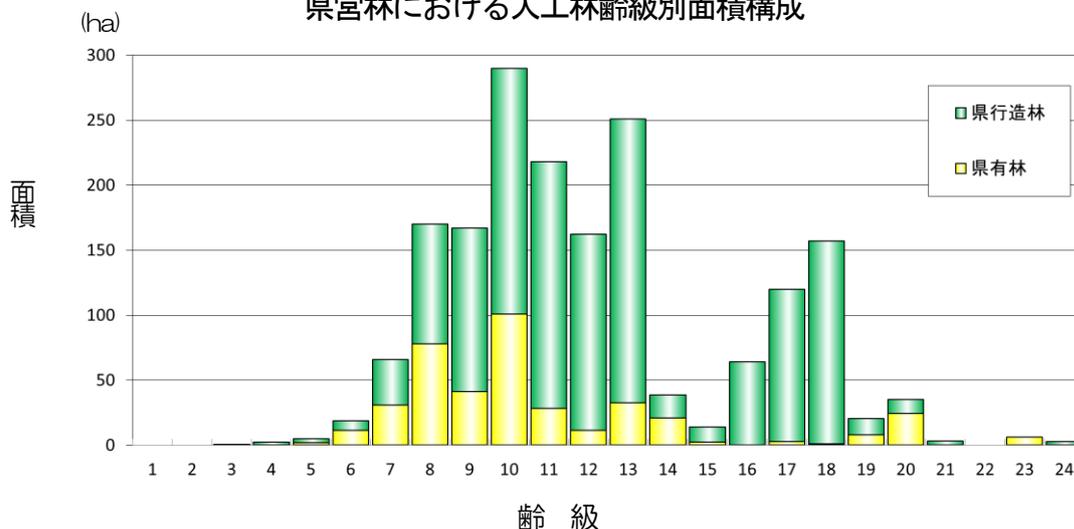
○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・県営林の経営安定化と森林の有する公益的機能を十分発揮させるため、適切な森林管理が行われているとともに、県産材の安定供給に貢献していること。

○現状

- ・県営林は、県有林と県行造林で構成され、現在 63 団地、4,836ha あります。
- ・県有林は、明治維新後の乱伐によって荒廃した森林の回復を図るとともに、県下に林業経営の模範を示し、併せて県の基本財産を造成することを目的として、1901 (M34) 年に富山市（当時、上新川郡大山町）原において、模範林として造成したのが始まりで、奥山の重要な水源地の確保を図るための水源林を含め、現在 14 団地 2,657ha を所有しています。
- ・県行造林は、民有地に県が地上権を設定し森林経営しているもので、1904 (M37)、1905 (M38) 年に富山市（当時、婦負郡）八尾町茗ヶ原外において、造林を行ったのが始まりで、現在 49 団地 2,173ha の造林地があります。
- ・この間、県民共有の財産として森林を造成し、林産物の供給や県土の保全、水源の涵養、自然環境の維持、保健休養の場の提供等、森林の公益的機能の発揮及び地域林業の振興に重要な役割を果たしてきました。
- ・県営林は、長期的な木材価格の低迷による林業採算性の悪化など、経営環境は極めて厳しい状況にありますが、森林経営計画（2013 [H25].11.1～）を策定して管理・経営しており、2015 (H27) 年度から積極的な立木の売払を実施し、県産材の安定供給に貢献しています。

県営林における人工林齢級別面積構成



資料：富山県森林政策課調べ 2017 (H29) 年 3 月 31 日現在

○課題

- ・木材価格の低迷など経営環境が厳しいことから、採算性の向上のため、長伐期施業に取り組むとともに、効率的な間伐や主伐による木材生産を行うための森林作業道等を積極的に整備する必要があります。
- ・県行造林地については、長伐期施業の導入に伴い、所有者確認調査等を実施し、変更契約を締結して契約期間の延長を進める必要があります。
- ・水源涵養など森林の有する公益的機能を十分発揮させるため、間伐等の森林整備を推進するとともに、森

林作業道等の整備により間伐材の搬出を推進し、経営の安定化を図る必要があります。

- ・高齡級の林分については、積極的な立木売払を進め県産材の安定供給に貢献するとともに、県有林については、主伐と再造林の一貫作業や低密度植栽等により、造林の低コスト化に取り組み、経営の安定化を図る必要があります。

○ 方向性	推進内容
①適正な県営林の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能を十分発揮できる森林を造成するため、間伐等の保育施業を計画的に実施します。 ・市町村森林整備計画に基づき長伐期施業を導入し、多様な森林の整備を進めます。
②計画的な契約更新の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・契約更新に係る所有者確認調査や変更契約の締結に努めます。
③計画的な県産材の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・森林作業道等を積極的に整備し、計画的な間伐や主伐による効率的な木材生産を実施し、県産材の安定供給に努めます。 ・県有林については、主伐・再造林の一貫作業や低密度植栽等の造林の低コスト化に取り組みます。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
13	県営林素材生産量	4,487 m ³	9,010 m ³		



県営林における素材生産及び搬出状況

3 林業経営基盤の強化 ・ 特用林産物の振興

○ 施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・ 特用林産物の生産が地域経済の振興や就業の場の確保につながっていること。

○ 現状

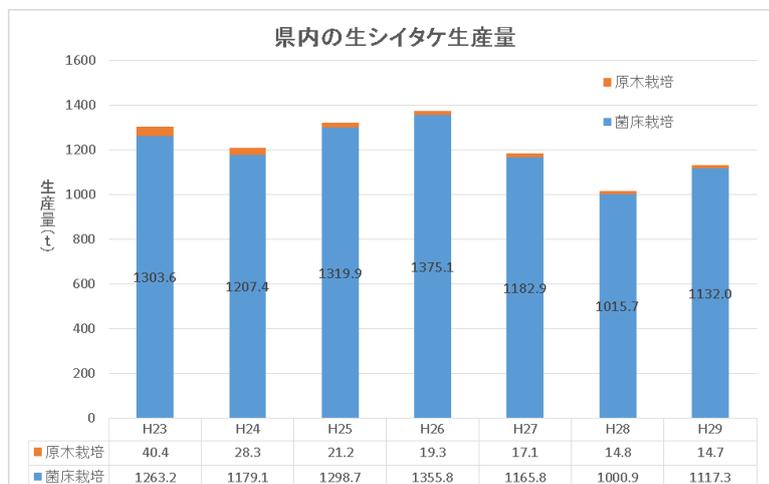
- ・ 特用林産物⁽¹⁾の生産は、これまで山村地域等の振興や森林資源の有効利用、農林家の所得向上、就労機会の確保等に大きく寄与してきました。
- ・ 近年は、県内外の企業による大規模な菌床シイタケ栽培生産施設が導入され、生産量は 1,100t 前後で推移しています。
- ・ 一方で、原木によるシイタケ栽培は、重労働の上、小規模・高齢生産者が多く、加えて、福島第一原発事故により原木の入手が困難な状況が続き、生産者・生産量の減少が続いています。



菌床シイタケの栽培状況



原木シイタケの栽培状況



資料：富山県森林政策課調べ

○ 課題

- ・ 山村地域の振興に寄与する特用林産物の生産振興を行い、就業機会の創出と安定的な所得の確保を図る必要があります。
- ・ 県森林研究所で開発された特用林産物の栽培技術等の普及・指導により、良品生産や高付加価値化を図る必要があります。
- ・ 安全性の確保や消費者が安心して購入できる産地情報等の提供を進め、富山県産特用林産物の消費増大を図る必要があります。

○ 方向性	推進内容		
①特用林産物生産施設整備への支援と生産指導	<ul style="list-style-type: none"> 山村地域の就業機会を創出する生産施設等の整備について支援します。 生産者に対し、差別化を図るため、生産履歴の記録等の自主的な取組みの促進や品質表示の適正化について支援します。 		
②地域特性を活かしたきのこ・山菜の栽培技術の開発	<ul style="list-style-type: none"> 山村地域の環境を利用したきのこや山菜の新たな栽培管理技術及び新品種を開発します。 小径広葉樹材・竹材などを有効利用し、従来と異なったきのこの栽培技術を開発します。 		県が開発した野生型エノキダ
③特用林産物のPR及び需要拡大	<ul style="list-style-type: none"> 各種イベント等を利用した特用林産物PR活動を推進します。 「食のとやまブランド」として地産地消や食育の推進活動と連携し、県産特用林産物のPR活動を推進します。 竹材、カヤ等のPRを推進します。 		食の王国フェスタでのPR

(1) 特用林産物

食用きのこ類、山菜等、うるし、竹材、木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称で、一般に用いられる木材は除きます。特用林産物の生産額は、林業産出額の約5割を占めており、木材とともに地域経済の振興や就業の場の確保に大きな役割を果たしています。

4 新たな技術開発と普及指導の推進

・林業の低コスト・省力化のための新たな技術開発の推進

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・森林・林業に携わる人をはじめ県民に対して、有効に活用できる技術の開発や普及・指導が行われていること。

○現状

- ・富山県農林水産総合技術センターでは、中長期的展望に立った農林水産試験研究推進プランを作成し、現場のニーズに対応した、効率的な試験研究に取り組んでいます。
- ・また、各種技術相談、研究レポート等普及用冊子の発行や研究発表会により技術の普及に努めるとともに、研究成果の実用化に取り組んでいます。
- ・県民全体で支える森づくりを推進するため、森林の公益的機能の維持、向上に必要な育林管理技術の試験研究が求められています。



試験研究成果発表



研究レポート

○課題

- ・多様な森づくりを進めるための効率的な技術を開発する必要があります。
- ・低コストな育林、再造林技術を開発する必要があります。
- ・森林資源の有効な利用技術や新たなキノコの栽培技術を開発する必要があります。
- ・研究成果を広く県民に提供するとともに、関連産業への支援、指導を図っていく必要があります。

○方向性

推進内容

<p>① 森林資源の循環利用を推進する技術の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の循環利用を目指した効率的な伐採、搬出、植栽、保育技術を開発します。 ・ドローンによる空撮画像を用いた森林資源量の推定技術を開発します。 ・広葉樹資源の循環利用を目指した更新技術を開発します。 ・新たな無花粉スギの開発と苗木生産の省力化の確立を目指します。 		<p>ドローンによる空撮</p>
<p>② 水と緑を育み県民生活の安全・安心に貢献する森づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の公益的機能向上を目指し、効率的な竹林の駆逐技術を開発します。 ・病虫獣害等から森林を守るための防除技術を開発します。 ・クマ出没予測のための堅果類の着果状況を把握するためのモニタリング調査をします。 ・スギ花粉の情報提供と優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の育成・普及に努めます。 		<p>「立山 森の輝き」の育成状況</p>
<p>③地域特性を活かしたキノコ等の生産技術の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした機能性キノコ⁽¹⁾の探索と栽培技術を開発します。 ・富山県産野生マイタケの人工栽培技術を開発します。 		<p>技術相談の状況</p>
<p>④ 森林の持つ機能等の情報、研究成果の県民への提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・林業関係者はもとより、広く一般県民に対し、わかりやすい研究情報を発信していきます。 ・講習会等の技術研修を積極的に行うとともに、パンフレットや普及書を通じて技術の普及を図ります。 		<p>技術相談の状況</p>

(1) 機能性キノコ

健康に良いとされる成分を含み、体の調子を整える機能があるきのこです。

4 新たな技術開発と林業普及指導の推進

・持続可能な森林経営に向けた林業普及指導の推進

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・森林の有する多面的機能が高度に発揮されるとともに持続可能な森林経営の確立が図られていること。

○現状

- ・県内の人工林は、40年生以上が面積、蓄積ともに約8割を占め、本格的な利用期を迎えています。
- ・森林の持つ水源涵養機能や土砂災害防止機能等の公益的機能の発揮が、県民から求められています。
- ・県産材の安定的な生産を目指した、施業集約化の推進や路網整備、高性能林業機械の活用による効率的な作業システムを推進することが求められています。
- ・地域の森林の整備・保全のマスタープランとして市町村が策定する「市町村森林整備計画」への指導助言が求められています。
- ・市町村森林整備計画に基づき長期的視点に立った森林経営計画の作成が求められています。
- ・国では、市町村が管理不十分な私有林人工林を対象に、森林所有者の意向を踏まえ、森林を集約化して大規模化を進め、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村自ら間伐等の管理を行なう、森林経営管理法が制定されました。

○課題

- ・森林の持続的・効率的な経営を推進するため、森林を面的にまとめて具体的な経営方針を示す「森林経営計画」の策定を促進する必要があります。
- ・市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定、実行管理等を担う市町村の求めに応じて、技術的援助等の協力を積極的に行うフォレスター⁽¹⁾を育成する必要があります。
- ・多様で健全な森林の整備を進める育林技術や森林病虫害防除等の森林保護対策について、農林水産総合技術センターと連携し、普及する必要があります。
- ・成熟期を迎えた森林資源の効率的な循環利用を進めるため、主伐を推進する必要があります。
- ・県産材の安定供給体制を構築するため、低コスト作業システムを普及する必要があります。
- ・県民へ県産材の利用拡大を普及する必要があります。
- ・新たな森林経営管理制度の円滑な運営を図るため、市町村の森林・林業担当職員を支援する必要があります。



フォレスター研修



高性能林業機械導入による低コスト化

○ 方向性	推進内容
① 面的なまとまりのある持続可能な森林経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導及び相談活動を積極的に実施し、森林施業の集約化の促進による提案型集約化施業²⁾を推進します。 ・効率的に森林整備を進めていくため、持続的な森林経営を行う仕組みである森林経営計画の作成を促進するとともに、計画に基づく路網整備等により集約化施業を推進します。 ・持続的な森林経営の実行が困難な森林所有者の森林については、意欲ある林業事業体への長期施業委託の推進を支援します。 ・森林経営計画の認定やその実行状況の確認等について、専門的な立場から市町村を支援します。 ・新たな森林経営管理制度が円滑に実施されるよう、実施者である市町村の実情に応じ、支援を行ないます。
② 森林・林業に関する技術・知識の普及・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・長伐期施業³⁾や針広混交林化⁴⁾などの森林の管理技術を普及します。 ・間伐・保育等の必要性の啓発及びその実行に対して技術指導をします。 ・効率的な主伐を実施するための知識・技術を普及します。 ・気象災害や病虫害等に強い森林を育成するための知識・技術を普及します。 ・森林GIS等を活用しながら計画的・効率的な森林管理を普及します。
③ 低コストで安定的な県産材の供給体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・フォレスターを中心として森林経営計画の作成を担う森林施業プランナーを指導し、低コストで安定的な県産材の供給体制づくりを普及します。 ・施業の集約化や効率的な路網の計画、高性能林業機械を利用した作業システムの導入、主伐可能森林の集約化などにより、生産性、収益性の高い持続可能な森林経営を推進します。 ・川上から川下の林業・木材産業・建築業等の幅広い関係者の連携や調整、情報共有、合意形成に向けた指導を行います。 ・県産材の良さや地産地消の重要性を県民に広くPRし、県産材の利用拡大を推進します。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
5	森林経営計画策定面積(再掲)	—	36,966ha		

(1) フォレスター

長期的な視点に立った地域の森づくりを計画し、的確に指導できる技術者のことです。

(2) 提案型集約化施業

森林所有者に森林の現況を示した写真や施業の方針、経費や木材の販売額などの事業を実施した場合の収支を明らかにしたデータ等を提示し、具体的な施業の必要性を喚起することにより森林所有者の施業意欲を引き出そうとする取組みのことです。

(3) 長伐期施業

一般的に人工林では伐採される林齢は40～50年ぐらいですが、これに対し伐採林齢を概ね2倍程度の80～100年まで引き延ばす育林方法です。

(4) 針広混交林化

針葉樹と広葉樹が混ざった自然に近い森林にすることです。

II 木を使う

5 安定供給体制の整備 ・県産材の安定供給体制の整備

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・生産性の高い素材生産活動が活発に行われ、需給情報の共有化など需給マッチングの円滑化による県産材の安定供給体制が整備されていること。

○現状

- ・県内の人工林は、建築用材に適した40年生以上が全体の約8割を占めるなど成熟期を向かえています。
- ・森林境界の画定や施業の集約化による計画的かつ効率的な搬出間伐を推進しています。
- ・県や市町村では、低コストで効率的な間伐材生産を図るため、森林作業道などの路網整備や高性能林業機械の導入を支援しています。
- ・県森林研究所では、森林組合等が素材生産の収量や収支、将来の主伐の収支等を簡単に予測できる計算ソフトを開発し、現場への普及を図っています。
- ・山土場での用途別の丸太の仕分けや中間土場の整備等により、木材市場を通さず、加工施設へ直接納材する量が増加しています。
- ・素材生産量は、1964(S39)年の26万1千m³をピークに減少し、2003(H15)年には過去最低となる3万6千m³となりました。
その後、人工林資源が充実してきたことや、2009(H21)年度から森林整備・林業再生基金を活用して、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等を積極的に進めてきたことなどから、近年はスギを主体に増加しています。

○課題

- ・本格的な利用期を迎えた人工林の計画的な主伐・再造林を推進する必要があります。
- ・再造林や保育経費の低減に資する施業技術の開発・実証を推進し、現場への導入を図っていく必要があります。
- ・中間土場等を活用し、用途別の丸太のストック機能を一層高める必要があります。

○方向性

推進内容

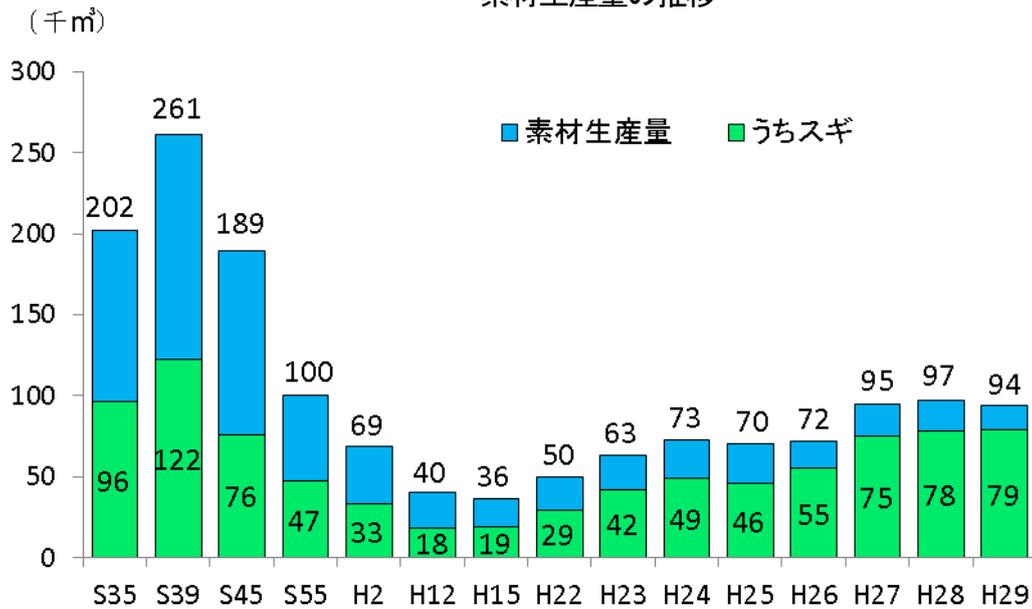
①川上から川下までの関係者の連携強化

- ・森林の伐採予定量や山土場、中間土場、製材工場の在庫量などの供給情報と、建設予定物件の県産材使用量などの需要情報の共有化を図るなど、需給マッチングの円滑化を推進します。
- ・製材工場間の連携・協力により、構造材や内装材などのそれぞれの得意分野を活かした県産材製材品の供給を促進します。

○ 指標

指標 番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
14	県産材素材生産量	63千m ³	97千m ³		

素材生産量の推移



資料：農林水産省及び富山県森林政策課調べ



森林境界の画定作業



山土場での仕分け状況



高性能林業機械による造材

5 安定供給体制の整備

・需要者ニーズに対応した加工体制の整備

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・需要者ニーズに対応した品質・性能の確かな製品が低コストで安定的に供給されていること。

○現状

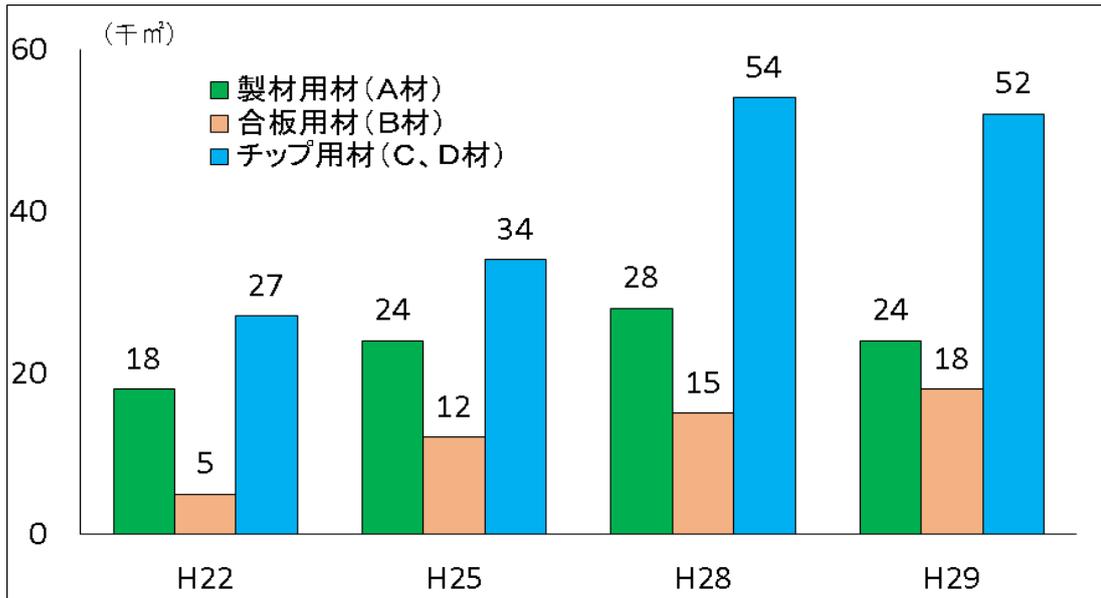
- ・かつて本県は、我が国有数の北洋材の集積地であり、富山新港周辺の大規模製材工場から全国に製材品を出荷する重要な地場産業となっていました。木材需要の減少と2007（H19）年以降のロシア政府の輸出関税の引き上げによって、丸太の輸入が激減しました。こうした中、県内の北洋材を取り扱う製材工場は減少し、県産材を含めた国産材への原料転換が図られてきました。
- ・一方で、従来から県産材を取り扱う製材工場は小規模で、品質・性能表示への対応は遅れています。このため、県では、品質・性能の確かな県産材製材品の供給を促進するため、プレカット加工機や木材乾燥機、グレーディングマシンなどの木材加工施設等の整備を支援しています。
- ・しかし、県産材を取扱う製材業者の多くは小規模で在庫を多く持たず、公共建築物などの大量注文に対し、短期間での納材が難しい状況にあります。

○課題

- ・需要者のニーズに応じた県産材製材品の供給能力を一層高める必要があります。
- ・工務店や建築業者が県産材製材品を調達しやすい環境を整備する必要があります。

○方向性	推進内容
①木材産業の体質強化	・木材加工施設等の施設整備を行う際の利子助成や、林業・木材産業改善資金による無利子融資を行い、木材産業の体質強化を図ります。
②品質・性能の確かな県産材製品の供給促進	・乾燥機やグレーディングマシーン等、品質・性能の確かな県産材製材品生産のための施設整備を支援します。 ・木材研究所による製材工場と連携した木材乾燥技術の向上への取組みなど、品質・性能の確かな県産材製材品の供給を促進します。
③新たな製品の開発、安全な木造建築技術の開発の促進	・県産スギ大径材を構造材として利用しやすくするため、簡単に原木の強度等の測定ができる評価ツールの開発や、品質に優れた製品を供給するために必要な乾燥方法などの生産技術を開発します。 ・スギの圧縮と摩擦特性を活かし、地震エネルギーを吸収することができる高減衰耐力壁を開発します。

用途別利用量の推移



資料：富山県森林政策課調べ



グレーディングマシンで強度や含水率等を印字した製材品

6 需要の拡大 ・住宅や公共建築物等での利用促進

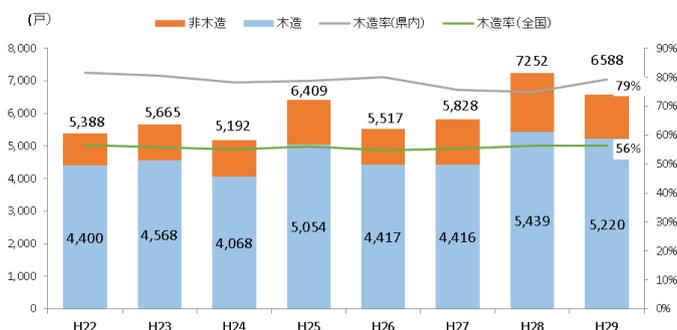
○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・木造住宅に県産材が多く使われているとともに、低層の公共建築物で木造化が図られていること。また、公共土木工事・工作物等に県産材が多く使われること。

○現状

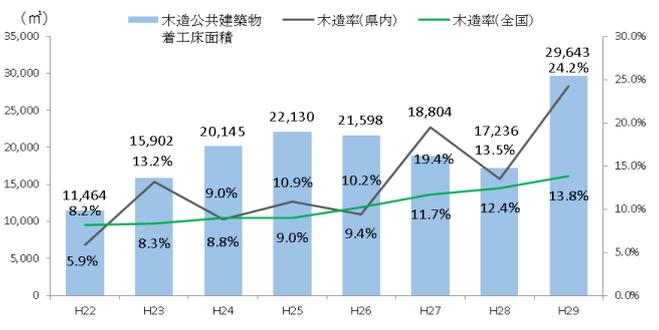
- ・国内の木材需要の多くを占める住宅の新設住宅着工戸数は、近年持ち直しの傾向が見られ2010(H22)年以降、新設住宅着工数は4年連続で増加した後、2014(H26)年は前年比9%減の89万戸となりましたが、2016(H28)年は前年比6%増の97万戸となっています。
- ・県内の新設住宅着工戸数の約8割が木造であり、全国平均に比べて高くなっています。
- ・県では、2010(H22)年度から、県産材の利用を促進するため、県産材を使用する木造住宅の新築及び増改築への助成を行っているとともに、一部の市町においても、市町産材を対象に同様の助成を行っています。
- ・また、県産材に関する講座を受講した建築・設計関係者や木材関係者を「とやま県産材アドバイザー」として認定し、住宅への県産材利用についての情報提供やアドバイスを行っています。
- ・2010(H22)年10月に施行された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、2011(H23)年4月に「富山県公共建築物等木材利用推進方針」を策定するとともに、2012(H24)年5月に林業、木材、建築関係者及び行政機関等からなる「富山県木造公共建築物等推進会議」を設置し、公共建築物等における木材利用を推進し、富山県美術館や県議会議事堂など、展示効果の高い施設の内に県産材を積極的に使用しています。
- ・2012(H24)年12月には県内全ての市町村において木材利用推進方針が策定され、市町村が整備する公共建築物の木造化や内装等の木質化への取組みが進められており、市町村等に対し、公共建築物における木材利用に関する情報提供や木材研究所による技術支援を行うとともに、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対し、助成を行っています。
- ・2016(H28)年9月に「富山県県産材利用促進条例」が施行され、この条例に基づき、「県産材の利用促進に関する基本計画」を2017(H29)年10月に策定し、県産材の一層の利用促進に取り組んでいます。

新設住宅着工戸数と木造率



資料：富山県建築住宅課調べ

木造公共建築物の着工床面積と木造率



資料：国土交通省調べ

○ 課題
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅需要者に対し、県産材利用への理解を醸成する必要があります。 ・県産材を取扱う大工・工務店などを増やしていく必要があります。 ・今後、増加が見込まれるリフォームの際に、県産材の積極的な利用を促進する必要があります。 ・県産材の利用に際し、建築設計事務所や事業者などの理解を醸成し、民間需要を喚起する必要があります。 ・CLT（直交集成板）や木質耐火部材など新たな製品を普及し、県産材の需要を開拓する必要があります。 ・治山・林道事業や自然公園施設整備事業以外の土木工事、工作物などでの県産材の利用を促進する必要があります。 ・県産材を活用したペレットなど、バイオマスの利用を一層促進する必要があります。

○ 方向性	推進内容
①住宅分野における利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材を使った住宅建設に対する支援を引き続き行います。 ・住宅需要者に対し、県産材をふんだんに使った住宅の事例紹介や見学会などを行います。 ・「とやま県産材アドバイザー」による普及活動を強化し、普段から県産材を多く使っている大工・工務店における県産材の利用方法や調達方法などを広く紹介し、これまで県産材をあまり使用してこなかった大工・工務店などへの利用を促進します。 ・リフォームの際に使用する内装材等の県産材を普及します。
②非住宅分野における利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材利用のシンボルとなるよう、公共建築物等の木造化や内装等の木質化を推進します。 ・市町村等に対し、県産材を使った公共建築物等の木造化や内装等の木質化に対する支援を引き続き行うとともに、CLTなどの新たな県産材製品の普及や、県産材の調達を建設工事に先行して行う「材工分離発注」、住宅用に使われるサイズの製材品を貼り合わせ、公共建築物に活用するなどの先進的な取組事例の普及、木材研究所による技術支援を一層推進します。 ・県産材を利用する際に必要となる品質や調達方法等を解説した「県産材活用マニュアル」を作成し、設計者や事業者に普及することにより、民間企業等が建築する店舗や事務所、倉庫などでの県産材利用を推進します。
③土木工事・工作物等での利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート型枠用合板や地盤改良用木杭などの普及により、県産材の新たな需要を創出します。 ・県や市町村の土木部局等での県産材の利用を促進するため、県産材を使った製品や活用事例等の情報を提供するとともに、設計図や単価を定めるなど、発注者が設計しやすい環境を創出します。 ・防腐処理等を行い、耐久性を高めた県産材の工作物の利用を促進します。 ・県産材を使った備品の導入に対する支援を引き続き行います。 ・家具やアート、クラフトなどでの県産材の利用を促進します。
④木質バイオマスの有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスの利用を促進するため、県産材を活用したペレットの活用などについて、積極的に取り組みます。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
15	公共建築物の木造率	13%	14%		

6 需要の拡大

・新たな需要を創出するための研究開発と設計者等の育成・確保

○施策目標（施策の目指すべき成果）

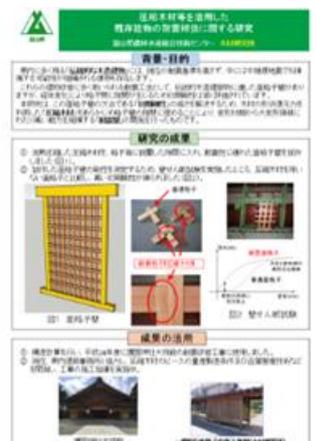
- ・新たな製品等が開発されているとともに、県産材を活用し、中大規模の木造建築物を設計できる人材が育成されていること。

○現状

- ・県では、市町村の建築技術者や建築・設計事務所の建築士などを対象に、公共建築物の木造化への理解を深めてもらうため、木造公共建築物推進セミナーや建設中の木造公共建築物の現地研修会、木造建築物の基礎的な設計技術の習得を目的とした建築講座を開催しています。
- ・2013(H25)年3月には公共建築物木造化の手引き「みんなの施設を木で造ろう。」を発行し、県のホームページに掲載するとともに、各種研修会などで活用しています。
- ・建築を専攻する大学生や高校生などを対象に、「とやま木造住宅設計コンペ」を開催し、木造住宅を設計する機会を設けています。
- ・伐採し利用可能な人工林が増加する中、森林資源の効率的な循環利用を推進するため、木材の利用促進に必要な技術の試験研究が求められています。

○課題

- ・県産材を活用し、木造建築物（特に中大規模）を設計することができる人材を育成する必要があります。
- ・建築を学ぶ高校生などに対し、木造建築への興味や関心を高めてもらう取組みを推進する必要があります。
- ・付加価値の高い安定した品質の木材製品を開発する必要があります。
- ・地域木材産業と連携して安全・安心で環境に優しい住宅建築技術や公共建築物等への木材活用技術を開発する必要があります。



圧縮木材を活用した耐震面格子壁の活用

○方向性

推進内容

①地域の木材産業と連携した安全・安心な木造建築技術の開発

- ・企業等との共同研究や依頼試験に積極的に対応していきます。
- ・住宅の耐震補強技術、長寿命化技術を開発します。
- ・公共建築物等の大型木造建築物に活用される部材や接合技術を開発します。

「パネル型制震耐力壁」の開発状況



- ・木材研究所と地域木材産業との連携による木材加工新技術や、新製品の開発（住

	<p>宅用構造部材、内装材、外装材等)、土木用資材等の産業用資材として活用するための技術開発を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥度や強度等の品質が明確な県産スギ製品を製造する技術や未利用間伐材等の利用を促進し、高度に利用する技術を開発します。
②中大規模の木造建築物を設計できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 民間の建築技術者等に対し、中大規模の木造建築が可能となるCLTや木質耐火部材などの新たな製品への理解や、実際に建設される木造公共建築物を題材に、設計から県産材の調達、施工、監理に至る一連の流れを現場で習得する機会を設けます。
③若い世代に木造建築の魅力を伝える機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> 高校生などの若い世代も対象に、伝統構法から最新の建築技術に至る様々な木造建築の魅力を伝える出前講座や現地見学会などを開催します。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
16	公共建築物等での県産材利用実績(累計)	—	243棟		



設計者等の育成講座(座学、現地研修)

富山県公共建築物木造化の手引書



6 需要の拡大 ・理解の増進と木育の推進

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・県産材の利用に対する県民の理解を高めるための広報活動や木育が行われていること。

○現状

- ・県では、木材・建築団体関係と共催で、平成20年度から「とやま木と住まいフェア」を2017(H29)年度から「ウッディとやま」を開催し、また、各種イベントに参加し、県民に木の良さや木造住宅の普及・PRを行っています。
- ・また、NPOなどの民間団体が木製品の展示会や伐採見学会などのイベントを開催し、県産材の魅力を発信しています。
- ・2017(H29)年5月28日に魚津桃山運動公園で開催した第68回全国植樹祭では、県産材の利用促進に向けた県民機運の醸成を図るため、大会のシンボルとなるお野立所や大会初となる木製テントなど、県産材を積極的に活用しました。
- ・また、全国植樹祭の100日前となる2月17日には、県産材の利用促進に向けたシンポジウムを富山市内で開催しました。
- ・県では県産材遊具を開発し、イベントなどへの貸出や幼稚園・保育所等への導入を支援しているほか、小学生を対象に1987(S62)年度から「とやまチビツ子とんかち大将コンクール」を開催するなど、木育を推進しています。
- ・一部の市町では、幼児の頃から木に親しんでもらうため、地元産の木製玩具等を赤ちゃん誕生の祝い品としてプレゼントする「ウッドスタート」を行っています。

○課題

- ・県産材の利用に対する県民（特に若年層(18~29歳)）の理解を一層増進する必要があります。
- ・子供の頃から木に触れ、親しむ機会を増やすなど、木育を一層推進する必要があります。

○方向性	推進内容
①県民への木材利用の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」と定め、県、市町村、林業・木材団体などの関係者が連携・協力し、県産材の利用促進に向けたイベントなどの広報活動を拡充し、重点的に行います。 ・森林整備の促進や林業・木材産業の振興、地球温暖化防止への貢献など県産材を積極的に使うことの意義や、エネルギーコスト低減などのメリットを明らかにするとともに、県産材の活用事例などを紹介するリーフレットやホームページを作成し、広く県民に普及啓発を行います。 ・林業、木材団体などと連携し、市町村や建築関係団体、経済団体などに対し、県

	<p>産材の利用に関する要請を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「森の寺子屋」など、フォレストリーダーによる木育を一層推進するとともに、児童館など多くの子供が集まる施設への県産材遊具の導入を支援します。 ・県産材の利用に関し、顕著な功績があったものや優良事例等を顕彰します。
--	--

○ 指標					
指標 番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
17	木育の拠点となる県産材大型遊具を整備した施設数(累計)	11	23		



伐採見学会



とやま木と住まいフェア



ウッディとやま



県産材大型木製遊具を活用した木育



III 森を守る

7 県民参加の森づくりの推進

・里山林の整備（地域ニーズを反映した多様な里山林の整備）

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・県民参加により、生物多様性の保全や野生動物との棲み分け、森林環境教育など、地域ニーズを反映した多様な里山林が整備・保全されていること。

○現状

- ・かつて山村住民とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山林は、昭和 30 年代以降の生活様式の変化等により利用されなくなり、時間の経過とともに若い林から成熟した林へとその姿を変え、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっています。
- ・このため、2007(H19)年度から導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、生物多様性の保全や野生動物との共生を目指した里山の整備及び保全を県民との協働で進めてきており、その取組みが県内各地に広まっています。

○課題

- ・整備した里山では、地域住民により管理・利用が行われている一方で、中山間地域では過疎化・高齢化が進行していることから、持続的な里山管理のための支援がますます重要となっています。

○ 方向性	推進内容
①県民協働による里山林の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなどを目指し、地域住民との協働により、地域や生活に密着した明るい里山の再生に取り組めます。 ・近年、局地的な豪雨などによる流木の発生に対応するため、里山林整備に伴い、発生する伐採木等の流出防止対策に取り組めます。
②地域住民による継続的な里山林の維持管理活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動として自立困難な里山地区において、里山リーダーセミナー⁽¹⁾等により里山の活用を促進するとともに、活動の程度に応じた支援を継続し、里山地区の活性化と自立の支援を行います。 ・里山地区の過疎化、高齢化などにより地域住民だけでは管理が困難な地区に支援を行う、「森づくりサポーター⁽²⁾」を養成し、里山林の維持管理を一層推進します。
③県民参加による森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・林業として経営が成り立たない里山林については、地域住民など県民参加による森づくりを継続的に進めることとします。

○ 指標					
指標 番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
18	里山林の整備面積(累計)	1,296ha	2,628ha		

里山の整備（広葉樹を整理し、明るく見通しの良い里山を目指します）



整備前の状況



整備後の状況



県民参加による里山林整備状況

竹林の整備（繁茂したモウソウ竹を整理し、タケノコ再生を目指す）



整備前の状況



整備後の状況



地域住民による竹林整備状況



里山リーダーセミナーの開催状況



里山林整備を手助けするサポーターの養成

(1) 里山リーダーセミナー

里山地区の森づくり活動を継続するためには、森づくりの中心となって行動できる技術・知識を持ったリーダーが必要となることから、地域にマッチした里山林の活用方法や安全な作業方法等を学ぶセミナー(研修)を各農林振興センターで行っています。

(2) 森づくりサポーター

チェーンソー等の一定の技術を身につけた森林ボランティアを「森づくりサポーター」として登録し、地域住民と協働で里山の維持管理を行います。

7 県民参加の森づくりの推進

・混交林の整備（針葉樹と広葉樹が混在する混交林の整備）

○施策目標（施策の目指すべき成果）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水土保全機能や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の維持・向上と長期の木材資源の確保とが両立した針広混交林が整備されていること。

○ 現状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材価格の低迷などによる林業採算性の悪化や不在村森林所有者の増加等により、奥山では必要な手入れが行われず放置されている人工林がみられます。 ・ 竹が侵入して衰退する人工林が増えています。 ・ 風雪被害林や手入れ不足で過密となった人工林を対象にスギと広葉樹が混ざり合った混交林への整備を進めています。 ・ 事業を進めていく間に、一部の森林所有者には、森林経営に意欲を見せ生産林として間伐等を実施する動きが出てきています。

○ 課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な手入れがなされていない人工林や竹が侵入し被圧されている人工林をそのまま放置すると、森林の持つ水土保全機能や地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの機能の低下や風雪被害の発生などが懸念されることから、引き続き混交林へ誘導する必要があります。

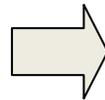
○ 方向性	推進内容
①過密人工林や侵入竹林の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過密となった人工林の整理を行い、生じたスペースに広葉樹の自然侵入を促すほか、既に侵入している広葉樹の生長を促進し、針葉樹と広葉樹が混在する混交林へ誘導し、森林が有する公益的機能の維持・増進を図ります。 ・ 現存している資源として、人工林を保持しつつ、侵入した竹林の整理を行うことで林内を明るくし、広葉樹の侵入を誘導するなど、木材生産との両立を図ります。
②県民参加による森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スギの伐採などについては、専門的技術を有する森林組合等が中心となって施業を行います。 ・ 広葉樹の植栽などについては県民参加による森づくりの観点から進めます。

○ 指標					
指標 番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
19	混交林の整備面積(累計)	693ha	1,290ha		

過密人工林整備（手入が行き届かず過密となったスギ人工林を整理し、針広混交林を目指す）



整備前

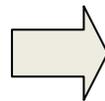


整備後

侵入竹の整備（人工林に侵入した竹林の整理や再生竹を整理し、針広混交林を目指す）



整備前



整備後

7 県民参加の森づくりの推進

・保全林の整備（保全林の適正な管理と公益的機能の高度発揮）

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・多種多様な生物の生息域として、自然豊かな奥山の天然林が保全・保護されていること。

○現状

- ・本県の森林の約60%は、自然豊かな天然林となっています。
- ・なかでも長く人手が加えられていない奥山の天然林は、野生生物の生育環境として優れ、水源涵養などの公益的機能を有しています。特に公益的機能の高度発揮が求められる森林について指定される保安林⁽¹⁾は197千ha（国有林104千ha、民有林93千ha）に上り、立木の伐採や土地の形質変更等を規制するなど、森林の適切な管理・保全を図っています。

○課題

- ・継続的な手入れができない奥山の保全林⁽²⁾について、水土保持機能や生物多様性の向上など森林の持つ公益的機能の維持・増進に努めていく必要があります。

○方向性	推進内容
①カシノナガキクイムシ被害跡地の植栽木の育成	・保全林については、自然の推移により成熟した天然林を目指すことを基本としますが、早急に森林への復旧が必要な奥山のカシノナガキクイムシの被害跡地で植栽したミズナラやブナ等については保育作業を行い、公益的機能の確保や景観の保全を図ります。
②公益的機能の維持・増進に必要な山地保全の推進	・保全林の整備にあたっては、水源の涵養や山地災害の防止などの公益的機能の確保のため、治山事業による荒廃山地の復旧や山地の崩壊等の未然防止に努めます。
③県民参加による森づくりの推進	・カシノナガキクイムシ被害跡地で植栽した実のなる木の保育作業については、森林ボランティアの協力を得るなど、県民参加による森づくりを進めることとします。



自然の推移に委ね保全・保護する保全林



水源を涵養するとともに、森林リクリエーションの場を提供する保安林(富山市有峰地内)



保全林での県民参加による森づくり



水源地内での森林教室などを開催

(1) 保安林

国や都道府県は、国土保全上又は国民経済上必要な森林に対して、その目的を達成するために森林法第25条第1項に既定される17種類の保安林を指定することができます。

(水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林)

(2) 保全林

富山県では多様な森づくりを推進するため、森林を機能別に「里山林」「保全林」「生産林」「混交林」の4つに区分しています。その中で「保全林」は天然林を主とし、原則として自然の推移に委ねて保全・保護する森林としています。

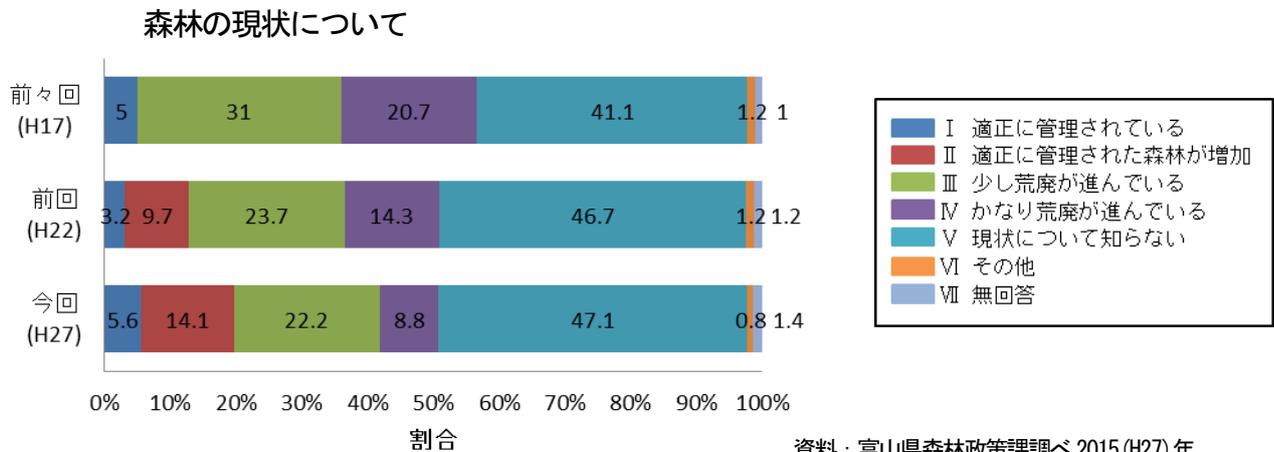
7 県民参加の森づくりの推進 ・森づくりを支える県民意識の醸成

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・とやまの森の現状や果たしている役割などが広く県民に理解され、県民全体で森づくりを支える意識が高まっていること。

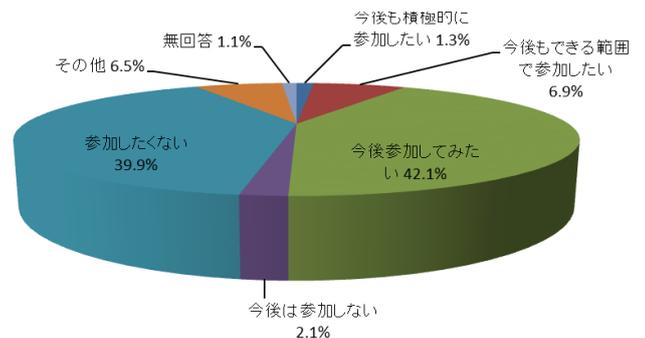
○現状

- ・森林の現状について、県民等意識調査の結果、適正に管理されていると思っている人が前回2010(H22)の12.9%から19.7%に増加しています。また、荒廃が進んでいるとする人も前回38.0%から31.0%と減少しており、水と緑の森づくり事業の導入以降、森づくりの取組みが進んでいると認識されつつあります。

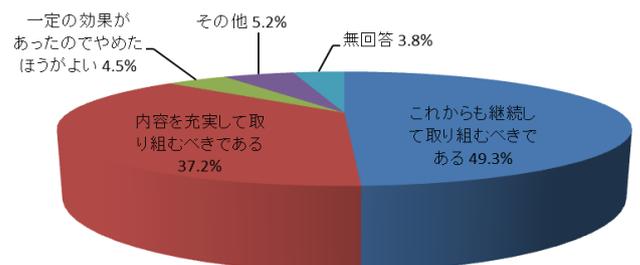


- ・一方で、半数近くの人が森林の現状を知らないと答えており、森林への関心が低い表れと考えられます。
- ・半数の人が、森づくりボランティア活動に参加している、または参加してみたいと考えています。中でも「参加したことはないが、今後は参加してみたい」と考えている人が42.1%あり、潜在的な参加需要は多いといえます。
- ・児童・生徒をはじめ広く県民を対象とする「森の寺子屋」（出前講座や森林教室）について、8割以上の県民が引き続き取り組むべきと考えています。
- ・とやまの森づくりホームページによる森づくりの情報提供や、森づくりにつながる県産材の利用を促進するため、県産材アドバイザーの養成や活動支援、県産材遊具の普及による「木育」を進めるなど、とやまの木の良さのPRにも取り組んでいます。

森づくりボランティアの参加について



森の寺子屋について



資料：富山県森林政策課調べ 2015 (H27) 年

○ 課題
<ul style="list-style-type: none"> ・富山県の森林を全ての県民の財産として、県民全体で支え、森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、とやまの森づくりに対する県民意識の醸成が不可欠です。 ・2017(H29)年5月に開催された、第68回全国植樹祭で高まった県民参加の森づくりの機運を今後の森づくりにつなげる必要があります。 ・次代を担う児童・生徒に対し、森林・林業の普及啓発を推進する必要があります。 ・森づくり活動の結果や効果を公表し、県民意見を参考としながら、その評価・改善を行う必要があります。

○ 方向性	推進内容
①森づくりを支える県民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が植樹・育樹活動等に参加する機会を幅広い県民に提供し、第68回全国植樹祭の開催を契機として高まった豊かな森を守り育てる機運を一層高めます。 ・林業普及教育施設⁽¹⁾を活用し、県民に森林・林業の役割などについて理解を求めます。
②森林環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・フォレストリーダーによる「森の寺子屋」の開催を推進し、小中学校等への森林環境教育の機会を提供するとともに、指導体制の充実を図るため新たにフォレストリーダーを養成します。 ・森林・林業などに関わる体験活動を行う「花とみどりの少年団」に対し、森づくりへの理解を深めるよう適切な指導・助言を行います。 ・有峰の自然に対する愛着心を育む活動や高校生の森林体験等を実施する、「有峰森林文化村」の活動を推進します。
③県民全体で支えるとやまの森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・経済界や教育界など様々な分野の代表者からなる「富山県水と緑の森づくり会議」を開催し、幅広い県民の意見を得ます。 ・森林・林業等幅広い分野の学識経験者等からなる「森林審議会」を開催し、水と緑の森づくり事業の評価を行い、事業内容の改善等を行ないます。
④分かりやすく迅速な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・森林GIS⁽²⁾を用いて作成したとやまの森に関する情報図や、水と緑の森づくり事業の情報についてホームページなどにより県民に分かりやすく情報発信します。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
20	森の寺子屋の年開催回数	95回	122回		

(1) 林業普及教育施設

森林・林業についての理解と普及啓発などを行う施設。県営の施設では、「21世紀の森学習展示館」（富山市八尾町大長谷）、「林業普及センター」（立山町吉峰）があります。

(2) 森林GIS

地図や空中写真等の森林位置情報や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字情報をコンピュータで一元管理し、分析、処理するシステム

7 県民参加の森を支える人づくり

・森林ボランティア等による森づくり活動への支援

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・とやまの森林の現状や果たしている役割などが広く県民に理解され、ボランティアグループや企業をはじめ幅広い県民の協働による森づくり活動が継続、定着していること。

○現状

- ・県内の森林は、森林所有者のみでは森林管理が困難な状況になっています。
- ・一方で、ボランティア団体や企業等による森づくり活動への取組みが進んでいます。
- ・県では森づくりへの県民の意識を高め、県民参加による森づくりを推進するため、2005(H17)年10月に「とやまの森づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」）を設立し、森づくりへの支援を行っています。
- ・サポートセンターの登録団体、企業は着実に増え、県民参加による森づくりの年間参加延べ人数は、2006(H28)年度には12,000人を超えるようになっていきます。

幅広い県民の協働による森づくり

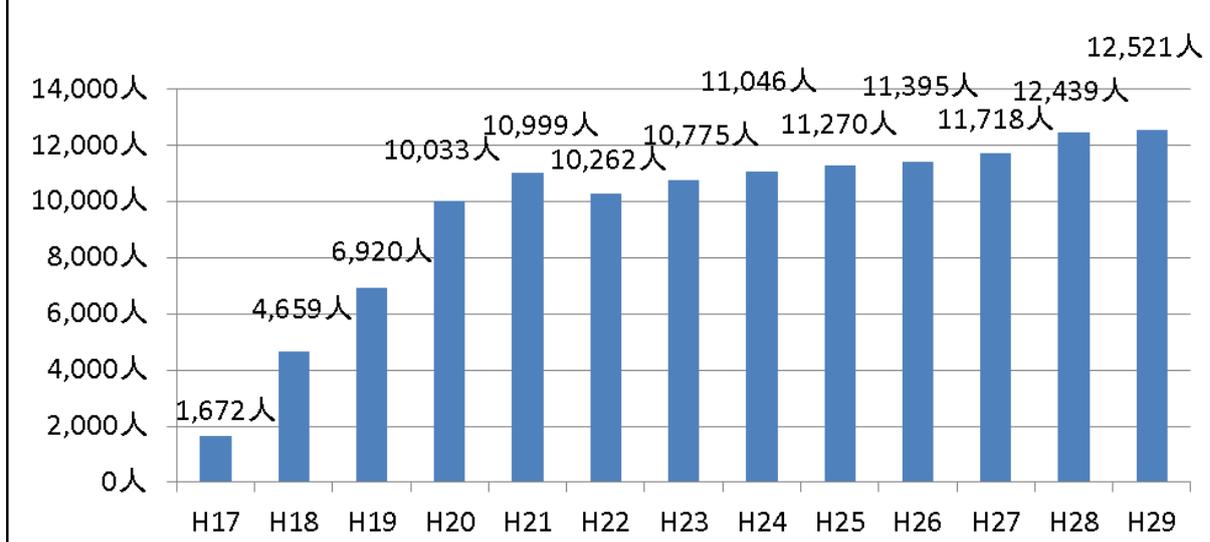
ボランティアグループ、企業、個人、
地域住民、団体、森林所有者等

登録

支援



県民参加による森づくりの年間参加延べ人数の推移



資料：富山県森林政策課調べ

○課題

- ・里山林の再生整備や竹林の整理などは、森林ボランティアなど幅広い県民の参加を得て、地域住民、森林所有者、行政が協働で整備を進めていく必要があります。
- ・県民の森づくり活動を広げるため、森づくりに参加しやすい機会を設ける必要があります。
- ・県民の自主的な森づくり活動を継続、定着していくため、「サポートセンター」による支援を充実させていく必要があります。

○ 方向性	推進内容
① 県民参加の森づくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や生活に密着した里山林や竹林等で、地域住民が行う森づくり活動が継続するよう地域のリーダーを養成し、活動の自立に向けた支援をします。 ・森林ボランティアと地域住民の協働による里山林整備を支援します。 ・活動フィールドの掘り起しや企業の森づくり活動への参加要請などにより、ボランティア活動の活性化とレベルアップを支援します。
② 「サポートセンター」による森づくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・森づくり活動を行うボランティア団体や企業をサポートセンターに登録し、その活動状況を広く県民にPRします。 ・社会貢献活動としての企業の森づくり活動をPRします。 ・登録団体と森林所有者との橋渡しや団体運営方法の相談、新規団体の設立を支援します。 ・活動に必要な機器の貸出や保険加入、ハチアレルギー検査等を支援します。 ・「森づくり塾」を開催し、森林・林業の知識、技術に関する研修を行い、安全な活動の継続を支援します。 ・一定の技術・技量を有する森林ボランティアを「森づくりサポーター」として養成・登録し、森づくりサポーターと地域住民の協働による里山林整備を支援します。 ・「ボランティア交流会」や「ボランティアの集い」、「かぐや姫の里の集い」を開催し、森林ボランティア活動を体験する機会を設けるほか、登録団体・企業の交流を支援します。
③ 「サポートセンター」の効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や経済団体等の方々から組織された運営委員会を開催し、広く県民からの助言を得ます。 ・懇話会を開催し、ボランティア団体等から意見を聴きます。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
21	県民参加による森づくりの年間参加延べ人数(累計)	10,775人	12,439人		

森づくりボランティアや企業の森づくり活動



森づくりボランティアの集い



森林ボランティア活動



企業の森づくり

8 災害に強い森づくりの推進 ・保安林の適正な管理と林地の保全

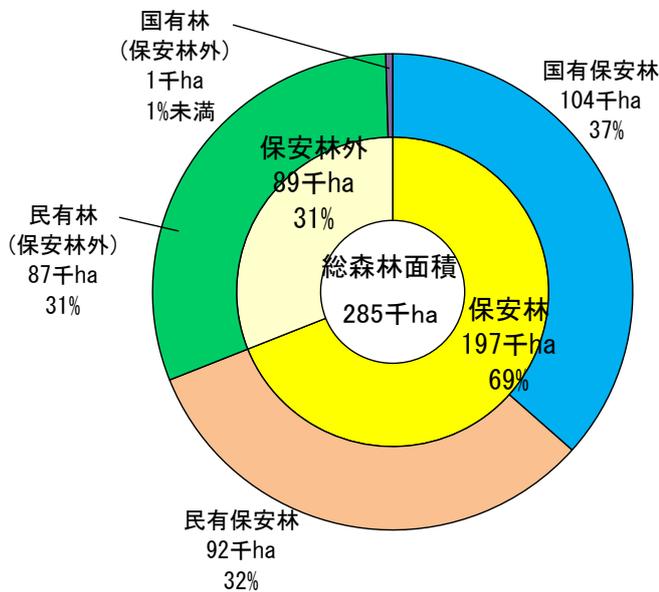
○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・公益的機能の発揮が必要な森林を保安林として指定し、県民の安全・安心が確保されていること。

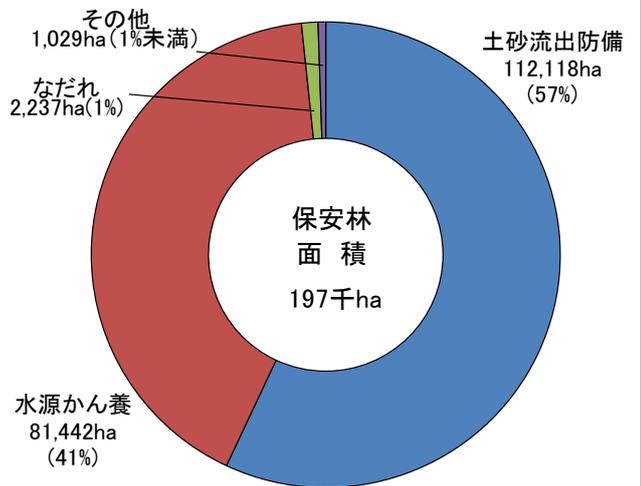
○現状

- ・森林の中で特に重要な役割を果たしている森林を目的によって保安林に指定しており、県内には12種の保安林が指定されています。
- ・本県の保安林の指定率は69.3%で、このうち土砂流出防備保安林が57%と一番多く、次に水源かん養保安林が41%になっています。
- ・近年の災害の発生状況を鑑み保安林的機能の重要性が深く認識され、保安林内で行われる治山事業の充実も進められています。
- ・森林が有する公益的機能が保たれるよう保安林は立木の伐採や土地の形質の変更に制限が設けられています。
- ・一定規模以上の山林を開発する際には、災害を防ぐ働き・水害を防ぐ働き・水を育む働き・環境を守る働きの4つの要件を満たす実現性のある計画を求めています。
- ・保安林の管理のため、保安林標識の新設や更新を適時行なっているほか、保安林等調査員を委嘱し、定期的なパトロールを行なっています。

森林に占める保安林の割合



保安林の種類別内訳



資料：富山県森林政策課調べ 2017 (H29) 年3月31日現在

○ 課題
<ul style="list-style-type: none"> ・森林に対し、水源の確保や土砂流出防止機能など公益的機能の充実が広く求められています。 ・局地的豪雨の頻発に伴う山地災害発生リスクの高まりに対応するため、速やかに治山事業ができるよう、山地災害危険地区と一体的に保安林を整備する必要があります。 ・老朽化した保安林標識の更新などにより、保安林の適正な維持・管理を図る必要があります。

○ 方向性	推進内容
①公益的機能の発揮が必要な森林を保安林に指定	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活に必要な水を安定的に供給するため、ダム上流等の重要な水源地域を水源かん養保安林に指定します。 ・山地災害危険地区に指定された森林に対し、土砂流出防備保安林等に指定し適切な治山事業を実施できるようにします。 ・海岸における飛砂や潮風、強風からの被害防止を主目的とした海岸防災林を保安林として指定し整備します。
②保安林の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・林道沿いなど入山者が想定される保安林においては、保安林であることを周知するため保安林標柱などの設置を行ないます。 ・保安林や林地の保全のため保安林等調査員によるパトロールを定期的に行い違法開発の早期の発見や適切な管理が図れるよう努めます。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
22	保安林の指定面積	92,073ha	92,462ha		



水源かん養保安林



土砂流出防備保安林



潮害防備保安林

8 災害に強い森づくりの推進

・県民の生命・財産を守る治山事業の推進

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・山地災害などから県民の生命や財産を守るための治山施設が整備され、災害に強い森づくり・県土づくりが行われていること。

○現状

- ・近年、局地的豪雨の発生頻度が増加傾向にあることに加え、地球温暖化に伴う気候変動により大雨の発生頻度が増加するおそれがあることが指摘されており、今後、山地災害の発生リスクが一層高まることが懸念されています。
- ・県内でも南砺市（2008[H20]年）や県西部（2012[H24]年）および魚津市（2014[H26]年）では豪雨による災害が発生し、南砺市利賀村（2017[H29]年）では融雪による大規模な災害が発生しています。
- ・また、全国では、2016(H28)年台風10号や2017(H29)年7月九州北部豪雨で、山腹崩壊等により発生した流木により、甚大な被害が発生しました。
- ・2011(H23)年3月11日に発生した東日本大震災では、県内に被害はありませんでしたが、東北地方を中心に地震や津波等により、山地災害をはじめ、海岸地域に甚大な被害が発生しました。
- ・県では、治山事業による災害箇所の早期復旧を図るとともに、山地災害を未然に防ぐため、治山工事により森林の持つ防災機能の向上を図っています。
- ・現在、県内では山地災害危険地区を2,397箇所を設定しており、このうち2017(H29)年度までに1,409箇所に対策工事に着手しています。
- ・山地災害に対する普及啓発を図るため、市町村への地域防災計画の周知や防災キャンペーン、山地防災ヘルパーによる山地災害情報の収集、ホームページによる山地災害危険地区マップなど、地域の住民へ防災情報を提供しています。

○課題

- ・近年の異常気象等により災害が多発していることから、山地災害危険地区及びその危険度の判定の見直しを行ったところで、今後、危険度の高い地区から優先的に整備していくとともに、県民の方に山地災害危険箇所の周知がされるよう情報提供を行うなどのソフト対策にも取り組む必要があります。
- ・県民の安全で安心な暮らしを守るため、県地域防災計画や県国土強靱化地域計画を踏まえ地震等に対する対策をより一層進める必要があります。
- ・流木の発生を防止するため、治山施設と一体となった森林整備や流木を捕捉する機能がついた治山ダムの整備を進める必要があります。
- ・海岸防災林は、飛砂、潮風、強風からの被害防止を主目的として整備してきましたが、東日本大震災を教訓に津波の被害を軽減する視点からも取り組む必要があります。
- ・これまで整備された治山施設が今後一斉に老朽化することが見込まれるため、計画的かつ予防保全的な維持・管理を進め、施設の長寿命化を図る必要があります。

○ 方向性	推進内容
①災害に強い森づくり・水源の森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 山地災害や気象災害等により機能が低下している森林について、森林の整備（倒木処理、間伐等）を治山施設の設置と併せて実施することにより、森林機能の回復を図ります。 • 豊かな森林からの伏流水を持続し、県民生活に必要な水を安定的に供給するため、ダム上流等の重要な水源地域における荒廃地の復旧と併せて、水源涵養機能の高い森林を整備します。 • 下流への流木の流出防止のため、流木捕捉機能を付加した治山ダムの整備や、溪流内の流木危険木の除去を行います。 • 県地域防災計画や県国土強靱化地域計画に基づき、地震等の災害に係る予防対策や応急、復旧対策を実施します。
②山地災害危険地区の整備の推進と情報の積極的な発信	<ul style="list-style-type: none"> • 人家集落等に近接する災害危険箇所について、災害防止のため、治山施設の設置と周辺森林の整備等を重点的に実施します。（治山ダム工、山腹工、地すべり防止工等） • 突発的な災害に迅速に対応できる体制を整えます。 • インターネット等を活用し積極的に地域住民へ山地災害が発生する恐れがある危険箇所の周知に努めます。
③雪害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • なだれ防止機能を有する森林（なだれ防止林）の維持・造成に努めます。 • なだれ防止林を造成するための基礎工として階段工や予防柵を整備します。
④海岸保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 飛砂、潮風、強風等の被害から人家、農地等を保全するとともに、東日本大震災を教訓とした津波被害軽減のため、海岸防災林の造成に努めます。 • 海岸防災林の機能維持の推進に努めます。（下刈・間伐等の保育管理、植栽の実施）
⑤治山施設の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> • 治山ダムや山腹工、地すべり防止施設等の治山施設の点検を進め、長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持・確保します。

○ 指標					
指標番号	指標名	概ね5年前	現況	目標	
		2011(H23)	2016(H28)	2021	2026
23	山地災害危険地区着手数	1,358箇所	1,409箇所		
24	流木被害防止対策着手数	—	—		



山地災害状況：魚津市東山



復旧工事状況：同左



8 災害に強い森づくりの推進

・森林病虫獣害対策の推進

○施策目標（施策の目指すべき成果）

- ・森林被害が低い水準で推移し、富山の森林が健全に維持されていること。

○現状

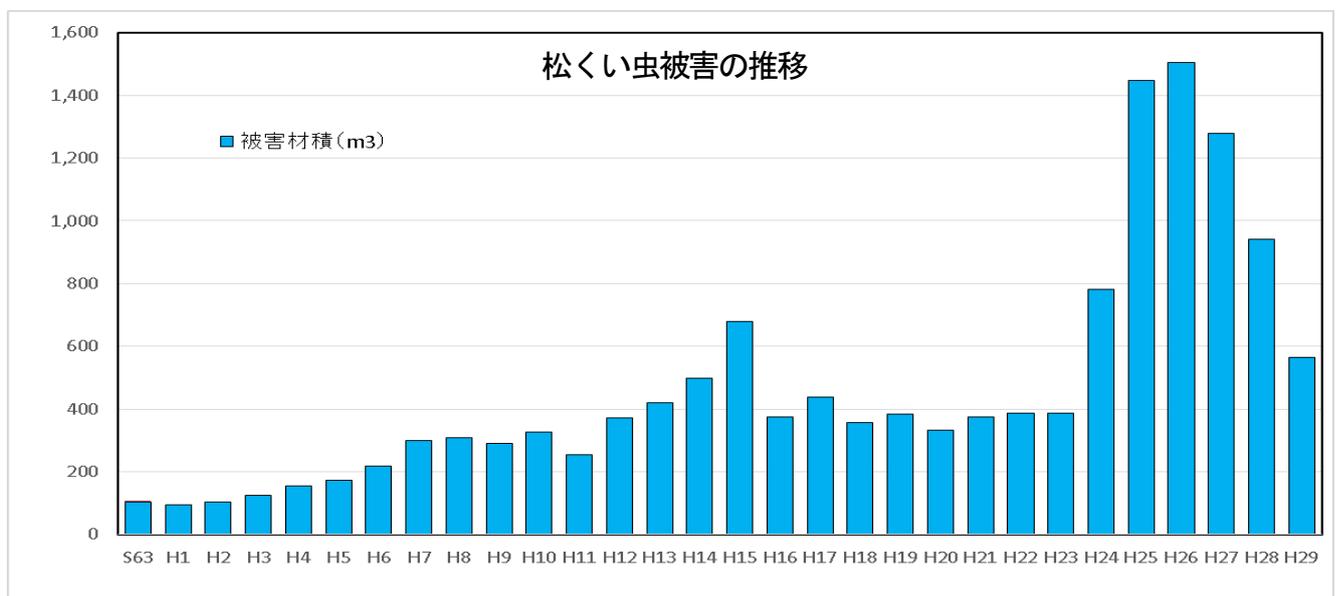
- ・松くい虫⁽¹⁾被害は2004(H16)年から2011(H23)年は300~400m³の被害量で横ばいに推移し、2012(H24)年以降、海岸林を中心に激増し、2014(H26)年に1,503m³とピークとなりました。各種対策等により近年は減少傾向にありますが、松の減少による飛砂防備など森林の公益的機能の低下が懸念されます。
- ・カシノナガキクイムシ⁽²⁾被害は、2002(H14)年に南砺市(旧福光町)で初めて被害が確認されて以降、被害は拡大し2006(H18)年には県下全域で被害が確認されました。



松くい虫の被害状況

2009(H21)年をピークに被害は減少傾向にあり、近年は沈静化していますが、被害跡地の復旧が必要です。

- ・ニホンジカの生息範囲拡大に伴い、県内でも植栽木の枝葉や樹皮が食べられたり、樹皮がはがされる森林被害が発生しています。また、今後、主伐・再造林の増加に伴い、植栽木の被害増加が懸念されます。



資料：富山県森林政策課調べ

○課題

- ・病虫獣害による被害を適切に把握し、公益上や景観上、特に保全すべき森林に対する適切な防除を実施する必要があります。
- ・公益上又は景観上放置しがたい被害跡地については、森林を復旧する必要があります。

○ 方向性	推進内容
<p>①松くい虫など森林病虫獣害に対する適切な被害把握と防除の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫については、海岸保安林など、保全すべき松林を被害から守るため、薬剤散布等による予防事業を継続的に実施するとともに、被害の拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除を行います。 カシノナガキクイムシについては、里山に近接した地域など地域住民との関わりが深い森林を中心に、樹幹注入⁽³⁾等による予防事業や被害の拡大を防止するための伐倒駆除を行います。 ニホンジカについてはモニタリング調査等による適切な被害把握に努めるとともに、必要に応じ被害対策を行います。 <div data-bbox="1075 192 1522 524" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1129 539 1469 613" data-label="Caption"> <p>松くい虫の防除 (無人航空機による薬剤散布)</p> </div>
<p>②森林病虫獣害の被害跡地の健全な森林への誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> 早急に森林への復旧が必要と認められる被害跡地について、植栽成などにより森林の復旧を行います。 カシノナガキクイムシの被害跡地に植栽した実のなる木の育成を行い、森林の復旧を図ります。 里山林や主要道路沿線等において、倒伏による事故の防止や景観の保全のため、枯損木の除去を行います。 <div data-bbox="1075 844 1509 1167" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1094 1180 1445 1211" data-label="Caption"> <p>松くい虫被害地での植栽活動</p> </div>

(1) 松くい虫

「マツノザイセンチュウ」という体長1ミリメートルにも満たない線虫が松の樹体内に入ること、マツ類を枯死させる現象(マツ材線虫病)をいいます。「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫がその線虫を松から松へ運ぶことで被害が広がります。

(2) カシノナガキクイムシ

体長5ミリ弱のキクイムシの一種。コナラやミズナラなどに集団で穿入して病原菌を持ち込み、枯死被害を発生させます。

(3) 樹幹注入

健康な木に穴を開け、線虫の侵入を防ぐ薬剤を注入する防除法です。

第4章 計画の推進方法

1 計画の推進

計画で示した本県の森林・林業・木材産業の目標を実現していくため、県は必要な取り組みに対し重点的に支援するなど、効果的で効率的な事業の実施に努めます。

また、施策の推進にあたっては、県民をはじめ、森林所有者、森林組合、木材産業関係者及び行政などの関係者がそれぞれの役割を認識するとともに、相互に連携協力していくことが必要です。

2 関係者に期待するそれぞれの役割

【県民】

- ・ 県民全体でとやまの森を守り育てるため、森づくりに関する取組みに積極的に参加するよう努めるとともに、森林・林業・木材産業について理解を深めることが必要です。
- ・ 森林ボランティア団体、企業等については、森づくり活動等への積極的な取組みが期待されます。
- ・ 森林資源の循環利用をはじめ、森林の有する多面的機能の持続的発揮につながる県産材利用への理解を深めることが必要です。

【森林所有者】

- ・ 森林の持つ多面的機能を確保することの重要性を認識するとともに、森林の適正な整備及び保全に努めることが必要です。
- ・ 自ら森林の経営管理ができない場合は、市町村や森林組合等の林業事業体に森林の管理を委託するなどにより、適正な森林管理に努めることが必要です。

【森林組合】

- ・ 森林所有者の協同組織である森林組合は、組合員のための組合であるとの認識のもとに、組合員に対するサービスや指導を強化する必要があります。
- ・ 企業的な経営感覚を持ち経営基盤の強化を図りつつ、地域における森林の管理・経営者として森づくりを担う人材の育成に積極的に取り組むとともに、持続的な森林経営の形成に向け、県・市町村や木材産業、住宅産業、建築設計者等関係者との連携を図るなど積極的な取組みが必要です。
- ・ 県産材を安定的に供給するため、施業の集約化や木材の生産性の向上に努めることが必要です。

【民間林業事業体】

- ・ 森林所有者からの求めに応じ、適正な森林管理に努めることが必要です。
- ・ 地域の森林が持続的に経営管理されるよう、森林の経営を企画・実践するために必要となるノウハウの取得に努めることが必要です。
- ・ 経営基盤の強化や県産材を安定的に供給するため、県・市町村や木材産業関係者等との連携を図ることが必要です。

【木材産業関係者】

- ・ 県産材を安定的かつ効率的に供給するためには、市場ニーズを適確に把握する必要があるため、森林組合や民間林業事業体などの川上側の関係者との連携に積極的に取り組むことが必要です。
- ・ 木材の生産・加工・流通の合理化、需要者ニーズに応じた製品の安定供給体制の整備を進めることが必要です。

【住宅産業関係者（大工、工務店等）】

- ・ 県産材を積極的に利用するとともに、消費者に対して県産材を使用する意義等について、情報の提供に努めることが必要です。
- ・ 建築物へ県産材を活用するために必要となるノウハウの取得に努めることが必要です。

【市町村】

- ・ 地域に最も密着した行政機関である市町村は、「市町村森林整備計画」の策定や「森林経営管理法」に基づく森林の経営管理、「森林経営計画」の認定を行うなど、地域の特性に応じたきめ細かな森づくりの推進や、県及び関係団体と連携のもと林業や山村地域の振興に努めることが必要です。

【県】

- ・ 本計画の周知と理解の促進に努めるとともに、目標達成に向け関係者と連携のもと、効果的で効率的な施策を講じます。

3 国有林との連携

各種施策の実施にあたっては、森林管理署との研修会の開催や、森林・林業教育の推進、林業技術の情報交換等を通じて、国有林との連携・協調を図ります。

4 計画の実施状況の報告・公表

この計画に示した目標を実現するには、掲げた施策について、適切に進捗管理を行うことが重要です。このため、目標年次の2026年度に加え、2021年度を中間目標年度として指標を設け、毎年度の取組みについて、指標を参考に評価、点検を行い、次年度の施策に反映していきます。

併せて、その達成状況等について、森林審議会などの場で説明するとともに、「富山県森林・林業白書」としてホームページなどを通じ、広く県民の皆さんの目に届くようにします。

